

欧米諸国農業における自小作経営の展開

是 永 東 彦

一、課題

二、農地保有の傾向

三、自小作経営の地位と動向

(一) 自小作経営の地位

(二) 自小作経営の長期的動向

四、土地所有の構造と自小作経営

(一) 資料の性格と限界

(二) 土地所有の構造

五、自小作経営展開の条件と意義

(一) 自小作経営展開の条件

(二) 自小作経営展開の意義

六、要約と結論

一、課題

今日、わが国を含め主要先進諸国の農地政策において、借地制農業の展開条件が一つの焦点となってきた。

わが国の農地政策が、昭和五〇年の農振法改正による農用地利用増進事業の発足から、昭和五年の農用地利用増進法による利用権設定等促進事業への発展を通じて、借地農業への指向性を明確にできたことは、周知の事実であるが、このような自作農主義から借地農主義への転換は、わが国のみに限られたことではないようである。

EC諸国においては、フランスの農地政策が後述のように同様の転換を示したが、こうした借地制農業への指向性

は、EC農業全体としても今日的な課題となつてきているようである。

このことは、EC委員会による農地問題の分析からもうかがい知ることができる。EC共通農業政策は、七〇年代を通じて構造政策を漸次充実してきたが、共通の農地政策ともいふべきものをもつてはいない。しかし、毎年発表される『EC農業情勢報告』は、ここ数年、農地問題を分析し、政策的課題にも簡単な言及してきた⁽¹⁾。そこでは、一九六〇、七〇年代を通じてかなりの国で自作農的な経営発展の傾向が強まったこと、地価上昇のことで、土地購入が農業者の大きな負担となり、所有権移転を通ずる農地流動化と構造改善には強い限界があらわれていること、農地賃貸借の発展に対する阻害要因として小作料の低水準や地主・小作関係への国の介入が存在すること、小作法規は主に小作農保護という社会的目的のために制定されたが、今日では農地流動化、構造改善という経済的目的が一層重視される必要があることなどが指摘されているのである。

アメリカでは、一九五〇年代から小作地の拡大がある程度進む中で、いわゆる自小作前進的な経営発展がみられた⁽²⁾。農地に関する伝統的な自由主義の故に、この国では農地政策上の理念の変化という問題はないとしても、農業構造の展開において借地制農業が積極的役割をもっていることに変わりはないであろう。

こうして、借地制農業の展開は、今日欧米諸国農業に共通の課題となつてきている。ところが、後にみるように、欧米諸国における現実の借地制農業の展開条件に即していえば、今日問題となりうる借地制農業の姿は、一九世紀イギリスにみられるような所有と経営の完全な分離にもとづき、かつ農場制的な借地経営の形成をともなういわば本格的な地主制というものではありえないのである。自作農主義の目的とする農民的土地所有が農業生産力の担い手たる農業経営の順調な発展を確保しえず、その意味で今日その限界を露呈しているとすれば、借地農主義の目指

すべき地主的土地所有もやはり同様の限界をまぬがれないと考えられる。このことは、後述のように、欧米諸国において、純粹の自作経営あるいは小作経営という純粹な保有形態がますます後退している事実からも推察される。

そして、今日では、農民的土地所有と地主的土地所有とのいわば接点において、自小作経営が形成され、これがますます重要性をましている。このような自作地と小作地との結合によつて成立する自小作経営こそが、上述のように今日先進諸国農業において共通の課題となっている借地制農業の現実の姿にほかならないと考えられるのである。

このような考えから、本稿は、フランス、西ドイツ、イギリス、アメリカという欧米諸国について、自小作経営の展開の実態と意義について検討することとする。すなわち、まず自小作経営展開の分析の前提として、農地保有形態の動向を自作地と小作地との二分法にもとづいて考察し、ついで自小作経営の地位と動向、これに対する土地所有構造からの規定性を明らかにし、最後に自小作経営展開の条件と意義の問題を取り扱う。こうした国際比較研究は、データ面の制約から正確かつ一貫した分析を行ないがたく、また各国の特殊性については過度の単純化をまぬがれないだろう。こうした限界を十分に克服することは容易でないが、イギリスのEC加盟によつて、少なくともフランス、西ドイツ、イギリスの西欧三カ国については、後述のようにかなり比較可能性のあるデータを利用しうるようになったので、主にそれによりつつ可能な限りにおいて比較検討を試みることにしたい。また各国の特殊性とそれに関連する自小作経営展開の条件と意義については、試験的性格をまぬがれないことを付言しておきたい。

注(一) 『EC農業情勢報告』(*The Agricultural Situation in the Community*)の一九七六、七七、七八、七九年版を参照。また、EC農業の土地問題についての同様の分析は、EC委員会農業総局のJ・スカリー(J. Scully)の論文“Land Te-

nure in the European Economic Community", Newsletter on the Common Agricultural Policy, No. 3, March 1977 にみられる。なお、フランスの農地政策については、津守英夫「フランスの農地政策と『農業土地集団』」(『農業総合研究』第三六巻二号、昭和五七年)を参照されたい。

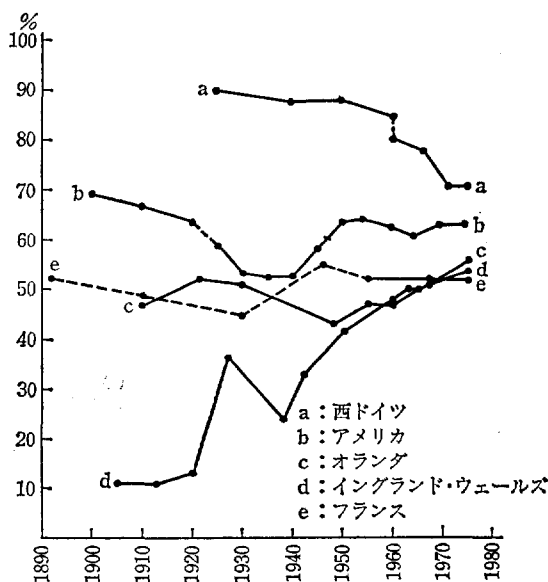
- (2) 大内力『現代アメリカ農業——一九六〇年代の変貌——』(東大出版会、一九七五年)第八章および小沢健二「一九七〇年代のアメリカにおける農場の階層分解の動向——一九七四年センサスの分析を中心にして——」(『農業総合研究』第三五巻第二号、昭和五六年)を参照。

二、農地保有の傾向

農地の保有形態としては、自作地と小作地との二分法に従って、欧米主要国における農地保有の長期的傾向とその特徴をみていこう。農業者が自ら所有する土地としての自作地(＝農民的土地所有)と農業者が定額小作、分益小作などの賃貸借によって利用する土地としての小作地(＝地主的土地所有)とは、統計的把握においてかなりやっかいな定義上の問題を有し、厳密な意味での長期的な時系列比較や国際比較には大きな制約があるであろう。⁽¹⁾しかし、フランスにおける後述のようなブラタン(D. Blatin)とブラン(A. Brun)の国際比較にかんする研究があるほか、EC統計局(OSCE)が比較可能性を考慮して編集した諸統計データやEC共通の農業経営構造調査(一九六六/六七年と一九七五年のそれ)などもEC内の国際比較を容易にしており、これらをふまえてつづ欧米主要国の農地保有について大まかな傾向と特徴を明らかにしていきたい。

まず、一九世紀末から今日にいたる欧米五カ国の自作地率の推移を示した第一図をみよう。⁽²⁾自作地率とは、農用地面積または経営面積における自作地の比率であり、したがって自作地と小作地との相対的地位を示すものである。

第1図 自作地率の推移



出所：本文の注(2)をみよ。

最近時点である一九七五年のEC加盟国についてのデータは、EC農業経営構造調査によるもので、EC域内の比較可能性は、六〇年代以前の国別データに比べてかなり高いであろう。七四年のアメリカは農業センサス結果によっている。これらのデータによれば、自作地率は最低のフランスにおける五二%から最高の西ドイツにおける七一%までの範囲に位置し、欧米主要国における自作地率が今日ではかなり接近していることがわかる。⁽³⁾

二〇世紀初頭には、イギリスが自作地率一〇%程度で、圧倒的に借地農の国であったのに対して、ドイツが自作地率八十数%⁽⁴⁾で、圧倒的に自作農の国であった。

フランスやオランダは自作地と小作地とがほぼ拮抗し、アメリカでは自作地率がほぼ三分の二を占めていた。こうして、欧米主要国は、かつてはドイツとイギリスを両極として、国別の差異が著しかったのであるが、二〇世紀を通じるイギリスの自作地率の向上と西ドイツのその緩慢な低下とによって、第一図にみられるように中位水準への平準化を示したのである。

各国の動向について簡単にみていこう。

まず、イギリス（イングランドおよびウェールズ）における自作地率の向上は、第一図では、六

○年代以前について、ブラタン・プランの整理したデータによって示した。これによると三〇年代に自作地率の低下が生じたことになっている。しかし、最近発表されたB・ヒルの研究では、それは一九一〇～二七年に一二%から三六%へと急速に上昇し、その後二〇年間は比較的緩慢に推移し、一九五〇年に三八%となり、その後また上昇のテンポを高めて、一九七八年五七%に達している。⁽⁵⁾三〇～四〇年代の動向については、かならずしも明確な結論に達しえないが、いずれにしろ二〇年代および五〇～七〇年代に自作地率の急速な上昇があったとみて誤りないであろう。

このような自作地の向上はいかなる要因によって説明されるであろうか。それは、税制や相続制度の影響もあり、かなり複雑であるが、ヒルは、一九一〇～二七年の自作地率の急速な上昇の背景として、農業収益（＝地代）の低下水準の下で、地主がその小作地を小作人に売り渡したこと、また小作人は追い立てを避けるためには小作地を購入せざるをえなかったことを指摘している。⁽⁶⁾また、第二次大戦後の自作地率の向上については、小作人による当該小作地の購入のほか、小作人の引退に際して地主が小作地を取り戻し、これを自作したり、他の規模拡大を欲する農業者に売却する動きがあったことを指摘している。⁽⁷⁾この後の点については、七〇年代の動向として、小作人から返還された土地は、四分の一が再び貸し付けられ、四分の三が地主の自作化または売却の対象とされたといわれる。⁽⁸⁾こうして、小作地は様々の契機から縮小し、自作地へ転化する傾向を示したのである。

西ドイツは、イギリスの場合とは逆に自作地が低下する傾向を示したことが特徴的であるが、一九二五～四九年における変化はむしろ緩慢で、四九～七一年に著しい自作地率の低下があらわれるようである。

戦前からの時系列比較のためには、林業經營を含む農林業經營（二ヘクタール以上）のデータによって、一九二

五、六〇年の動向をみるほかない。第一図における西ドイツのこの期間についての実線はこれによっているが、二五年の自作地率九〇・〇％から四九年の八八・一％へと微減した後、六〇年の八五・二％となっている。⁽⁹⁾二五、四九年は二四年間に一・九ポイントの減少であったが、四九、六〇年には一一年間で二・九ポイントの減少であり、減少テンポが高まっている。

一九六〇年以降は、林業経営を除いた農業経営のみのデータが存在するので、これによって自作地率の動向をみることができる。その比率は、六〇年の八〇・四％から六七年の七七・七％、七一年の七〇・九％、七五年七〇・五％と推移している。このうち六〇年と七一年はセンサス結果であるのに対して、六七年と七五年は農業経営構造調査結果によっており、後者は抽出調査のため把握度が低くなるという問題がある。このため、七〇年代の動向は、八〇年センサス結果をまたなければ最終的な結論は出しがたいのであろうが、六〇年代については自作地率の低下が顕著に進んだことがうかがえる。⁽¹⁰⁾こうして、五〇、六〇年代における自作地率の低下を通じて、西ドイツは欧米諸国の間において中位水準へと接近していったことが注目されるのである。

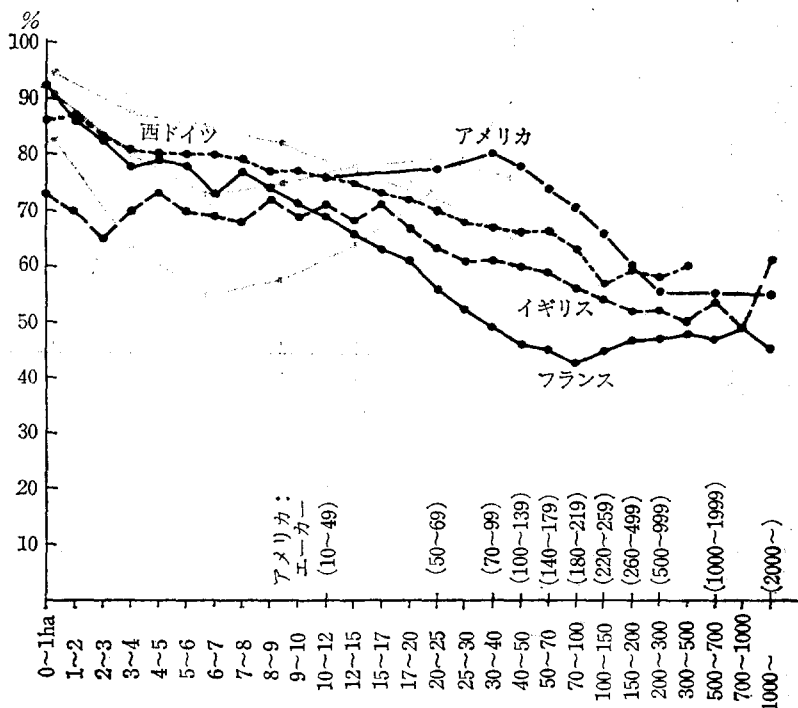
フランスは、一九世紀末の一八九二年全国農業調査結果によれば、自作地率が五二％であり、自作地と小作地とがほぼ均衡していたが、このような均衡状態が二〇世紀を通じて今日までほぼ維持されているという特徴をもっている。二〇世紀前半には、一九二九年および四六年の全国農業調査のデータがあるが、調査方法の差異から、一九世紀末や第二次大戦後との連続性に疑問があるとされている。しかし、第一図にみられる通り、五〇％の線からせいぜい数％離れる範囲内に位置してきたのである。第二次大戦後は、五五年、七〇年の農業センサスのほか、六三年全国調査、六七年と七五年のEC農業経営構造調査があるが、五〇、五五％の範囲で横ばい傾向を示している。⁽¹¹⁾

アメリカとオランダは、両大戦間に自作地率の低下が生じたようであるが、その後上昇して二〇世紀初めの水準にほぼ回復した。五〇年代以降は、アメリカが六〇〜六五%の水準で横ばい傾向を示していることが注目される。オランダの自作地率は五〇〜六〇%の間を微増している。

ともあれ、二〇世紀後半の今日、欧米主要国の農地保有は、自作地率が五〇〜七〇%の幅の中に位置し、自作地と小作地とがそれぞれ相当の比重をもつて拮抗しており、いずれか一方が圧倒的な比重を占めるといふ一九世紀のイギリスやドイツのような姿は、若干の小国を例外としてほぼ消滅してしまつたといえよう。⁽¹²⁾ もっとも両者は完全に均衡するというより、自作地の方が優勢であるというのが実情であろう。そのうえ、小作地の中には家族（親族）内のそれが含まれており、また農業者が貸付地をもつ場合もある程度みられるので、農業者家族の所有地としては、実際には上記の自作地率を若干上回る地位を占めるものと思われる。しかし、ここで注目しておきたいのは、欧米主要国の農地保有形態は、自作地と小作地のいずれかにバランスが一方的に傾斜していくのではなく、両者の共存と均衡状態がむしろ支配的な姿となつてきたことである。後述のように先進諸國に共通の現象として、自小作經營の展開がみられるのも、かかる農地保有の傾向を背景としていのである。

さて、以上のように自作地率からみて今日の欧米諸國はかなりの共通性を示すにいたっているが、經營階層別の自作地率の差異も、かなりの程度各國に共通していることにも、注目しておくべきであろう。第二図は、フランス、西ドイツ、イギリスが七五年のEC農業經營構造調査、アメリカが六九年センサス結果によつてゐるが、EC三カ國のカーブはかなり接近しており、概して一〇ヘクタール未満のような零細經營で自作地率が最も高く、規模の拡大とともにそれは低下する。そして一〇〇ヘクタール以上のような大經營では自作地率が五〇%程度で、全階層の

第2図 経営階層別にみた自作地率（1975年）

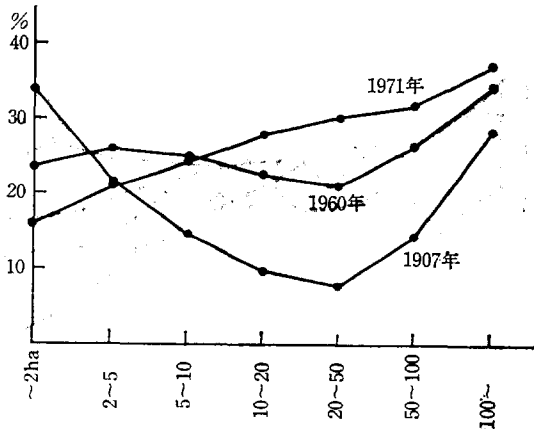


出所：EC農業経営構造調査（1975年）およびアメリカ農業センサス（1969年）。
注．アメリカは1969年。

平均でみるよりも小作地の比率が大きいことがうかがえるのである。アメリカでも、一〇〇エーカー（四〇ヘクタール）未満を零細経営とすれば、自作地率はここで最高を示し、規模の拡大とともにそれは低下して、五〇〇エーカー（二〇二ヘクタール）以上の大規模層で五十数%となる。EC三カ国とはほぼ同様の階層差を示すとみることができよう。

このような自作地率の階層別差異は、今日の欧米諸国では、小作地が一九世紀の欧州大陸諸国にみられたように零細経営の存立条件として重要な役割を果たすのではもはやなくなり、むしろ中・大経営にとって重要な意義をもつものとなっているこ

第3図 西ドイツの規模別小作地率



出所：松浦，前掲論文，91頁および108頁。

注．1907年はドイツ帝国。

とを反映している。一九世紀のドイツやフランスの農村では、半プロレタリア的な貧農や農業労働者が零細小作地に依存しつつ労働力の再生産を確保する形が広くみられ、こうした貧農層との関連の中で、いわば寄生地主的な地主・小作関係が一定の意義をもっていたのである。しかし、二〇世紀の経過の中で、かかる性格の小作地は漸次後退し、中・大経営を借り手とする小作地の地位が向上していく。この点は、ドイツの場合、自作地率と逆の関係にある小作地率を示す第三図が明白なイメージを与えてくれよう。

もっとも、フランスの場合はなおそうであるが、ドイツにおいても、一九世紀末には、一〇〇ヘクタール以上の大経営で小作地率が中間層よりかなり高く、大経営を基盤とする地の両極と結合する形で、いわば二重構造的な形態を示していたが、二〇世紀の進行とともに零細経営との結合関係を漸次喪失し、中・大経営との結合関係に一元化してきたとみることができる。ともあれ、今日の欧米諸国における上述のような自作地率の階層別差異は以上のような歴史的背景をもってあらわれてきたことを指摘しておきたい。さて、以上の農地保有の傾向のもとで、自小作経営がどのような地位を占めているかを次にみよう。

注(1) 最近のEC諸国の定義は、EC共通の農業経営構造調査が行なわれるようになって、次第に接近してきているようである。一九七五年EC農業経営構造調査においては、ほぼ次のような定義となっている。①自作地 (Utilised agricultural area in owner-occupation, Superficie agricole utilisée en faire-valoir direct) は、経営者の所有する土地であるが、用益権者 (usufruitier) や永代小作権者 (emphytéote) として経営する土地、雇用された使用人に経営させている土地などを含む。②小作地 (Utilised agricultural area in tenancy, Superficie agricole utilisées en faire-valoir indirect) には、いすむる定額小作 (fermage)、分益小作 (mélange, sharetenancy) などが含まれるが、EC調査の場合、教会や学校等が公務員や使用人に経営をやっているものを「その他」として別扱いをし、これは自作地に属さないことから最終的に小作地に加えられることがある。なお、家族員(親族)からの賃借や一般の使用賃借も小作地に含まれる (CE, *Enquête communautaire sur la structure des exploitations agricoles 1975*, Volume 1, pp. 103-105)。

アメリカの場合も、自作地とその他(小作地)との二分法に従うかぎり、上記のECの場合と著しい差異はないようである。ただ、対象とされる土地面積は、今日のECでは、生産的農用地(荒地、中庭、建物用地などを除外)であるのに対して、アメリカでは林地、荒地、建物用地など農場に属すすべての土地を広く含んでおり、この差異はかなり重要と思われる (USDC, *1974 Census of Agriculture*, Volume II, part 1, pp. A-2 and A-21)。

なお、小作地には、親族からの借地を含むため、真の意味での小作地＝地主的土地所有は、本稿のような公式統計に依拠するものの場合、それだけ過大評価されることとなる。

- (2) アメリカの USDC, *1974 Census of Agriculture*, Volume II, Part 3, p. 1-6、イギリス (インクラン、オットマン、エーモンズ) の A. Harrison et al., *Factors influencing ownership, tenancy, mobility and use of farmland in the United Kingdom*, Information on Agriculture, No. 74, Commission of the European Communities, 1980, p. 155; D. Blatin et A. Brun, *Les agriculteurs et la propriété foncière: Les modes de faire-valoir*, Statistique Agricole, Supplément Série Etudes N° 93, Ministère de l'Agriculture (France), 1971, pp. 101-104, 及び D. Blatin et A. Brun, *op. cit.*, pp. 105-121; OSCE, *Enquête CE sur la Structure des exploitations agricoles 1975 et recensement général de l'agriculture 1970/71—Résultats récapitulatifs*, 1979; OSCE, *Enquête Communautaire sur la structure des exploitations agricoles 1975*, Volume II, 1978 から作成した。

(3) もっともEC九カ国について、七五年の自作地率を示せば、アイルランド九六・五%を最高に、デンマーク八五・九%、イタリア七七・六%、西ドイツ七〇・五%、ルクセンブルグ五八・五%、イギリス(連合王国)五六・七%、オランダ五五・七%、フランス五一・八%、ベルギー二七・一%となり、また九カ国全体では六三・八%となっている。アイルランド、デンマーク、イタリアで自作地率がきわめて高く、ベルギーでそれがとくに低いといういわば例外的な状況がみられるが、主要国について第一図のように二〇世紀の経過の中で中位水準への接近がみられたことが注目されるのである。なお、アメリカは六二・七%(一九七四年センサス結果)で、EC諸国の平均値に近いことも指摘しておきたい。

(4) ドイツ帝国について一九〇七年の自作地率は八三%であった(松浦利明「西ドイツにおける農地賃貸借の動向」『農業総合研究』第三四巻第三号、昭和五五年、九一頁)。

(5) A. Harrison et al., *op. cit.*, pp. 62 and 154-156 (この部分の執筆者は、ヒル Berkeley Hill による)。なお、ヒルは一五五頁の自作地率を示す表から、三〇〜四〇年代の数値を除去している。

(6) *ibid.*, p. 62.

(7) *ibid.*, p. 154.

(8) *ibid.*, p. 158.

(9) この数値は、D. Blatin et A. Brun, *op. cit.*, pp. 105-107 のほか、EC統計局(OSCE)の出版物 OSCE, *Statistique Agricole*, 1964-No. 4 に掲載されている。

(10) 一九六〇年の自作地率八〇%は、経営面積でみたものであり、それ以降が農用地面積でみているので、厳密な意味では比較可能性に問題が残る。小作地のうちから農用地の部分だけを取り出したデータは存在しないが、P・ブレロー他の研究では、小作地のうち九五%が農用地であると仮定して、自作地率七八%と推定をしている(P. Breloh, E. Mrohs, W. Pook et E. Zurek, "Le marché foncier et les faux ruraux: R.F. d'Allemagne", *Informations internes sur l'Agriculture*, 82, Commission des Communautés Européennes, 1972, pp. 46-47)。これを採用すれば、六〇年の七八%から七一年の七一%へと一一年間に七ポイントの減少となり、五〇年代を上回る減少率であったことには変わりはない。なお、松浦、前掲論文、第4表(九五頁)にも小作地率の数値が示されているが、六〇年については、経営地でみた小作面積と農用地面積との間の比率をとっており、その結果小作地率二四%、したがって自作地率七六%となる。これは、プ

シロー他が小作地の九五%を農用地とみなしたのに対して、その一〇〇%を農用地とみなすことを意味し、六〇年の自作地率としては最低値を示すものといえよう。この場合でも、七六%から七一%へと五ポイントの減少となり、四九・六〇年を上回る数値である。

(11) フランスは、一九七九年農業センサス結果によれば、自作地率五〇・一%で、七〇年センサスに比べると微減したことになるが、それでも長期的安定性はいぜん維持されているとみてよからう。なお、フランスは、北部や西部で自作地率が低く、南部や東部で高いという地域差が大きい。本稿ではかかる地域性の問題には立ち入らない。

(12) EC加盟の大国としては、イタリアが七八%で例外であろう。

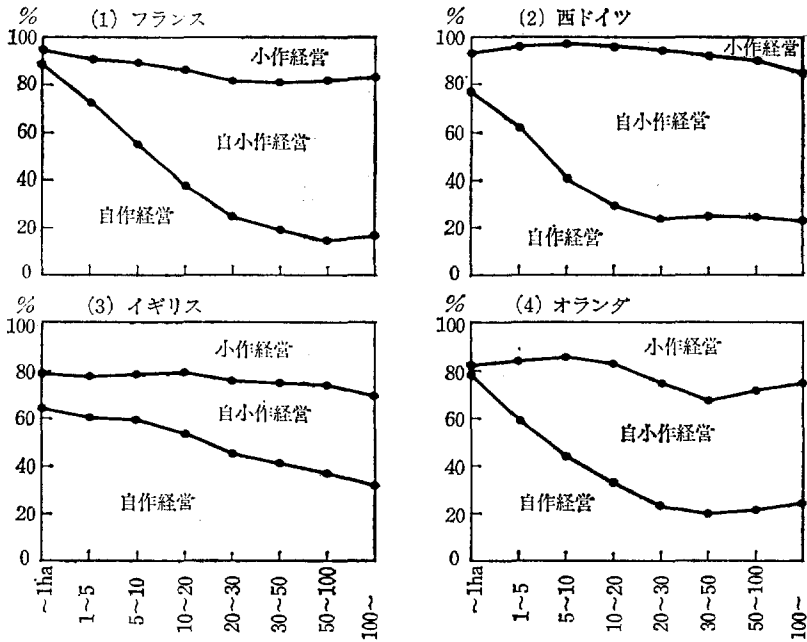
三、自作小作経営の地位と動向

(一) 自作小作経営の地位

既述のように今日の欧米諸国における土地保有の形態は、自作地と小作地とがいずれの国でもそれぞれかなりの重要性をもち、両者がむしろ均衡状態にあることを特徴としている。しかも、その場合、自作地は純粋な自作経営、小作地は純粋な小作経営というように、それぞれ純粋な保有形態を發展させるのではなく、自作小作経営という混合的な保有形態がますます重要性を示しているのが、今日の特徴である。このような自作小作経営の地位を若干の欧米諸国についてみていこう。

まず、一九七五年EC農業経営構造調査結果によって、フランス、西ドイツ、イギリス、オランダの農業経営の自作小作別構成（純粋な自作または小作および自作小作の三類型への区分）を経営規模別に示せば、第四図の通りである。これによると、まず注目されるのは、いずれの国でも純粋な自作経営が小経営において大きな比率を占め、かつ規模の拡大につれてその比率が小さくなっていることである。上述の規模別にみた自作地率のカーブにかなりよ

第4図 自小作別経営構成 (1975年)

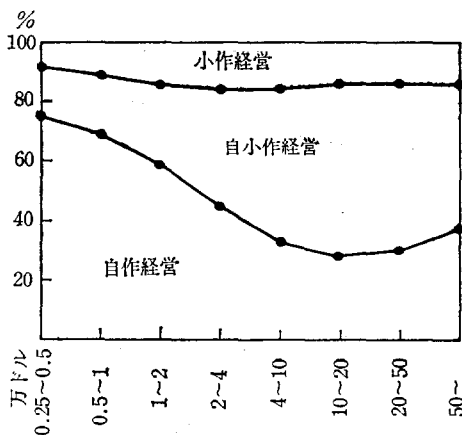


出所：EC農業経営構造調査 (1975年)。

く似た形になっている。ちなみに、各国の経営総数に対する純粋自作経営の比率をみると、フランス四五%、西ドイツ四二%、イギリス四七%、オランダ四三%であり、著しく接近している。⁽¹⁾

他方、純粋小作経営は、経営総数に対する比率でみると、西ドイツ五%、フランス一四%、オランダ一八%、イギリス二四%となり、比較的小さな比率しか占めていないといえよう。しかも、これらの中には、家族内の小作関係も含まれていることに注意しておくべきであろう。このような純粋小作経営の比率に比べると、自小作経営の比率はいずれの国でもより高い。すなわち、西ドイツの五三%を最高に、フランス四二%、オランダ三九%、イギリス二九%という順序になっている。両者を比べると、イ

第5図 アメリカの自小作別経営構成 (1974年)



出所：アメリカ農業センサス (1974年)。

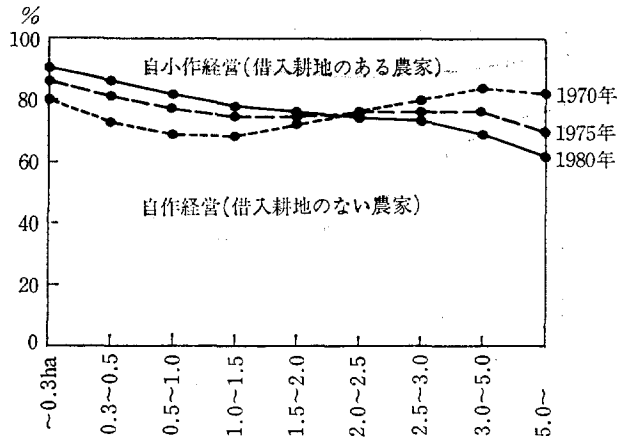
注：農産物販売額2,500ドル以上の農場。

ギリスは大差がないが、その他の三カ国では、かなり大きな差異があるのである。

自小作経営の場合、とくに注目すべきは、それが中・大経営において大きな比重を占めていることである。西ドイツでは、五〜一〇ヘクタールという小経営ですでに自小作経営が過半を占めるが、一〇〜一〇〇ヘクタールでは三分の二程度に達している (一〇〇ヘクタール以上層はやや低下するが、それでも六二%に達している。後出の第2表参照)。オランダでは、一〇ヘクタール以上の全階層で、自小作経営が五〇%程度を占める。フランスでは、一〇〜二〇ヘクタール層以下では、自小作経営の比率が五〇%未満であるが、それ以上の階層では規模の拡大とともに上昇し、五〇ヘクタール以上では三分の二の比率を占めている。西ドイツ、フランス、オランダの三カ国では、このように自小作経営がとくに中・大経営において、純粹の自作経営や小作経営をしのぐ支配的地位を占めているのに対して、イギリスでは、自小作経営の地位が五〇ヘクタール以上層でも四〇%弱の比率を占めるにとどまり、純粹小作経営を僅かにしのぎつつも、純粹自作経営とほぼ拮抗する形になっているのである。この国の中・大経営では、自作、小作、自小作の三類型がむしろ均衡しあっているとみることもできよう。⁽²⁾

アメリカにおいて、自小作経営が中・大経営とくに大経営において大きな地位を占めることは、すでにしばしば指摘さ

第6図 日本の自小作別農家構成（都府県）



出所：農林水産省諸統計。

合関係を強化してきたことはすでに述べたが、このような中・大経営による小作地の集積は、純粹小作経営の形成という方向に進むのではなく、自作小作経営の広範な形成をもたらした。このことは、今日の地主的土地所有が、所有と経営の分離の原則のもとに、純粹小作経営による本格的な借地農の発展を可能にするとの展望をもっている

れてきたところであるので、ここでは第五図を掲げるとどめよう。これが先の第四図のフランスや西ドイツとかなり似た形を呈していることが注目されるであろう。わが国の状況は、第六図に一応示しておいたが、借入地のある農家の比率が規模の拡大とともに高くなるという傾向が七〇年代を通じて次第にあらわれはじめてきた。この意味で、先進諸国に共通の傾向が日本でも萌芽的であれ認められるといえようが、農地改革を経験したわが国が先進諸国の中でも特異な地位にあることはまぎれもない事実である。

さて、欧米諸国農業において自作小作経営が中・大経営の支配的ないし少なくとも主要な存在形態となっているという事実は、今日の地主的土地所有の性格を理解するうえで重要な意味をもっていると考えられる。今日、地主的土地所有（＝小作地）が零細経営との関係を希薄にし、中・大経営との結

第1表 小作地面積における自小作経営のシェア
(1975年)

	小作地面積 (実数)	左 の う ち	
		純粋小作経営に属する面積(%)	自小作経営に属する面積(%)
西 ド イ ツ	3,600	21.4	78.6
フ ラ ン ス	13,755	34.6	65.4
イ タ リ ア	2,847	46.1	53.9
オ ラ ン ダ	911	49.9	50.1
ベ ル ギ ー	1,069	36.4	63.6
ルクセンブルグ	56	11.5	88.5
イ ギ リ ス	7,134	65.8	34.2
アイランド	179	...	...
デン マ ーク	418	22.6	77.4
E C 全 体	29,969	41.7	58.3
ア メ リ カ	383,405	32.6	67.4

出所：EC諸国はEC農業経営構造調査(1975年)、
アメリカは農業センサス(1974年)。

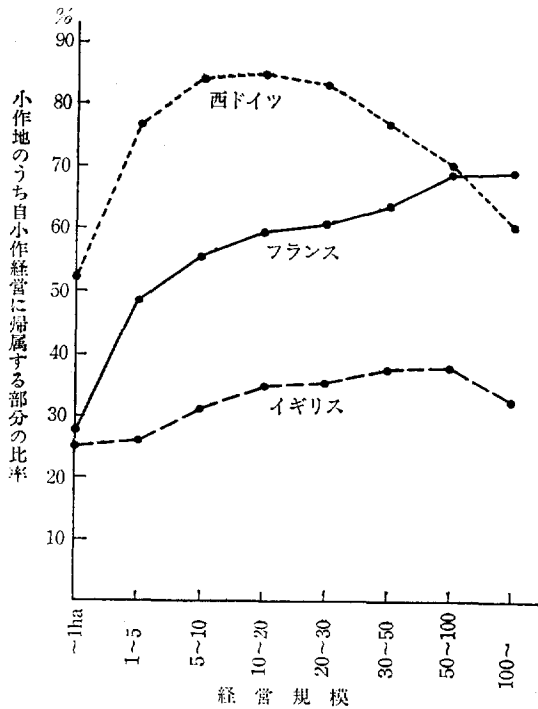
注：面積の単位は、アメリカが1,000エーカー、その
他は1,000ha。年次はアメリカは1974年。

はいえないこと、その意味で借地制農業の展開という観点からはある大きな限界を有していることを示唆するものである。

このような意味から、小作地面積のうち、自小作経営に属する部分がどの程度の比率をもっているかが注目される。いま、欧米諸国についてその比率を示せば、第1表の通りである。EC域内では、その比率が七〇%を上回る諸国として、ルクセンブルグ、西ドイツ、デンマークがあり、六〇〜七〇%のグループとしてフランスとベルギー、五〇〜六〇%のグループとしてイタリアとオランダがみられる。イギリスは三四%で最低の比率を示す。なお、ア

メリカは六七%で、フランスに近い比率を示している。このように、イギリスがその歴史的條件を反映して純粋小作経営の形で存在する小作地が三分の二を占めているのを例外として、その他の欧米諸国は、小作地の過半、ときには大部分が自小作経営として存在している。EC域内で自作地率が最低の部類に属すベルギーやルクセンブルグは、相対的に大きな比重をもつ小作地が主として自小作経営の形成を支える役割を果たしており、経営単位の借地として純粋小作経営の広範な展開を可能にしているのではな

第7図 小作地における自小作経営の地位



出所：EC農業経営構造調査（1975年）。

分の比率が高く、それはとくに小・中経営において顕著である。もともと、西ドイツでも、五〇〜一〇〇ヘクタールや一〇〇ヘクタール以上のような大経営ではその比率が若干低くなる。かつてのユニカー的大土地所有とその変質という歴史的条件を反映して、経営単位の小作地が一定の地位を占めていることを無視してはならないであろう。フランスは両国の中間に位置し、小作地面積における純粋小作経営と自小作経営のシェアが互いに均衡する傾向を示している。その中で、西ドイツとの対比において注目されるのは、自小作経営に属す小作地の比率が、フラン

いことも注目に値するであろう。

第2表 西ドイツの自小作経営の比率の推移

(単位: %)

		1925	1939	1949	1960
農 林 業 経 営	2~ 5ha	53.3	61.5	64.0	58.4
	5~ 20	39.6	53.6	56.5	61.8
	20~100	16.7	25.1	26.4	36.4
	100~	9.6	11.6	14.2	18.2
	計	42.2	52.4	54.9	56.2
農 業 経 営		1960	1971	1975	
	2~ 5ha	58.4	45.7	33.7	
	5~ 10	65.9	62.7	56.0	
	10~ 20	56.9	69.4	67.5	
	20~ 30	39.7	65.6	71.3	
	30~ 50	32.9	56.8	67.9	
	50~100	35.4	53.4	65.5	
	100~	40.2	51.5	61.5	
	経営総数	49.4	53.1	53.3	

出所: OSCE, *Statistique Agricole*, 1964-No. 4;
OSCE, *Enquête communautaire sur la
structure des exploitations agricoles 1975*,
Volume IV; および松浦, 前掲論文から作成.

注. 1975年の2~5haの欄は1~5haの数値である.

スの場合、経営規模の拡大とともに上昇し、一〇〇ヘクタール以上層では西ドイツを上回るにいたっていることである。つまり、フランスの大経営に集積された小作地は自小作経営に属す比率が最も高いのである。このことは、後述のように、地主的土地所有の構造に規定されつつ中・大型小作地が広く存在すること、さらにはかかる条件のもとでつくつ自小作経営の類型にも差異があることを反映するものであるが、ここでは指摘するにとどめよう。

以上、今日の欧米諸国における自小作経営の地位を検討してきたが、次にその長期的な動向を簡単にみよう。

(二) 自小作経営の長期的動向

(1) 西ドイツ

西ドイツは、自小作経営の動向をみる場合、比較的データが整っているようである。第2表によると、一九二五〜三九年において自小作経営の相対的地位の向上が明白に示されている。すなわち、この間自小作経営は四二%から五二%へと約一〇ポイントの比率の上昇をみた。階層別には、一〇〇ヘクタール以上層で自小作経営の比率が緩慢な増加を示したほ

第3表 西ドイツの小作地面積の推移

(単位: 1,000ha, %)

	小 作 地 面 積	左 の う ち		小 作 地 面 積	左 の う ち	
		純 粋 の 小 作 経 営	自 小 作 小 作 経 営		純 粋 の 小 作 経 営	自 小 作 小 作 経 営
1925	1,891	890	1,001	100.0	47.0	53.0
39	2,368	833	1,535	100.0	35.2	64.8
49	2,460	830	1,629	100.0	33.8	66.2
60	2,986	1,098	1,889	100.0	36.7	63.3
71	3,616	1,065	2,551	100.0	29.4	70.6
75	3,600	772	2,828	100.0	21.4	78.6

出所: 第2表に同じ.

かは、いずれの階層でもかなり急速に比率の上昇がみられた。この同じ期間に、小作地面積は、第3表の通り一八九万ヘクタールから二三七万ヘクタールへと四八万ヘクタールの増大をみたが、このうち純粋小作経営に属す小作地が六万ヘクタール減少したのに対し、自小作経営に属す小作地が五四万ヘクタール増大した。小作地は自小作経営を借り手として拡大しつつあったことがうかがえるのである。

ついで一九三九～四九年には、第2表の通り、自小作経営の比率はごくわずかに増大したにとどまる。そして、戦後復興が終わって五〇年代に入ると、再び自小作経営の地位は向上しはじめるのである。ただ、この時期になると、五ヘクタール未満のような零細経営では自小作経営の比率がむしろ低下し、中・大経営でその比率が顕著に上昇するようになる。このため経営総数における自小作経営の比率は、四九～六〇年に、二ヘクタール以上でみて五四・九%から五六・二%へとわずかに一・三ポイントの増大にとどまり、また二ヘクタール未満を含む経営総数でみると、五一・六%から四九・四%へとむしろ低下した。

六〇年以降については、二ヘクタール未満を含む経営総数でみて、自小作経営の比率は、六〇年四九・四%から七一年五三・一%、七五年五三・三%

と推移した。戦後では六〇年代の上昇が相対的に最も著しく、七〇年代になると横ばいを示している。しかし注目されるのは階層別の動向であろう。すなわち、零細経営ないし小経営において自小作経営が後退する一方で、中大経営において、自小作経営の地位が向上する傾向が顕著にあらわれている。五〇年代では五ヘクタール以上、六〇年代には一〇ヘクタール以上、七〇年代には二〇ヘクタール以上の諸階層において、自小作経営の比率が着実に増大していることが第2表から読みとれるのである。これらの階層で、小作地を集積しつつ規模拡大の動きがすすんだことがそのような自小作経営の地位向上をもたらしたとみてよからう。

このような自小作経営の進出を通じて、小作地のうち自小作経営に属す部分は、第3表のごとく、絶対的にも相対的にも増大した。純粹小作経営に属す小作地が、一九二五年の八九万ヘクタールから四九年の八三万ヘクタールへと微減した後、反転して六〇年および七一年には一〇〇万ヘクタール以上の水準に達したが、けっきょく六〇、七〇年代を通じて伸び悩んでいるとみていい。これに對して、自小作経営に属す小作地は、一九二五年の一〇〇万ヘクタールから着実に増大して、七五年には二八三万ヘクタールに達している。こうして今日では、小作地の四分の三が自小作経営に属すにいたっている。純粹小作経営の経営総数に對する比率は西ドイツでは一貫して一〇%以下の水準にとどまり、その小作地面積も上述のように一〇〇万ヘクタールを大きくこえることはなかった。二〇世紀における西ドイツの地主的土地所有は、何よりもある程度の土地を所有する自作農と結合しつつ、自小作経営の展開を支える役割を果たしてきたのである。

(2) フランス

フランスにおいても、自小作経営の比率は一九五〇年代から上昇した。第4表にみられるように、一九五五年に

第4表 フランスの農業経営の自小作別構成比

(単位: %)

	1955				1970				1975			
	自作	小作	自小作	計	自作	小作	自小作	計	自作	小作	自小作	計
～1ha	85.0	8.9	6.1	100	81.1	7.2	11.6	100	89.2	5.9	4.9	100
1～2	77.2	12.2	10.6	100	72.3	8.9	18.8	100	73.4	9.0	17.6	100
2～5	66.7	14.0	19.3	100	59.1	10.6	30.3	100				
5～10	53.7	18.4	27.9	100	45.3	12.5	42.3	100				
10～20	43.7	24.2	32.2	100	31.4	16.1	52.4	100	55.2	11.2	33.6	100
20～30	32.8	32.3	34.9	100	22.0	19.5	58.5	100	37.9	14.4	47.7	100
30～50					17.1	21.3	61.7	100	25.4	18.0	56.6	100
50～70	25.3	38.1	36.6	100	14.7	21.1	64.4	100	15.0	18.2	66.8	100
70～100					14.4	20.7	65.0	100				
100～200	26.8	37.8	35.4	100	16.2	18.0	65.8	100	16.5	16.5	67.0	100
200～	30.9	28.8	40.4	100					16.5	16.5	67.0	100
計	53.6	20.7	25.7	100	41.5	14.7	43.9	100	44.8	13.7	41.5	100

出所: 1955年と1970年は農業センサス, 1975年はEC農業経営構造調査。

は、経営総数のうち純粋自作経営が五四%と過半を占め、これについて自小作経営が二六%、純粋小作経営が二一%を占めていた。ところが、七〇年になると、自小作経営が四四%で、純粋自作経営の四二%をしのぐにいたった。もつとも、五〇年代から七〇年代にかけて、一〇ヘクタール未満の零細経営では、純粋自作経営が一貫して過半を占めており、自小作経営の地位の向上は、中・大経営において目ざましい。そして、七〇年には、二〇ヘクタール以上の諸階層において、自小作経営が六〇%をこえ、純粋の自作経営と小作経営とを大きく引き離しているのである。

一九五五～七〇年に、一〇ヘクタール未満の経営数は、一二九万から七四万へと四二%の減少を示し、これに対して三五ヘクタール以上の中・大経営が一八万から二三万へと二六%増大した。こうした農業構造の変化の中で、中・大経営層が自小作経営の形で規模拡大を実現していく動きが広くみられたのである。⁽⁴⁾

一九七〇年代については、七九年農業センサス結果によ

らなければ最終的な結論をもつことはできないが、七五年EC農業経営構造調査によれば、さしあたり次のようにいえよう。⁽⁵⁾ 自小作別構成の変化は全般的により停滞的となった。五〇ヘクタール以上の階層では、自小作経営の比率が依然上昇しているが、二〇ヘクタール未満の階層では、その比率が低下した。そして、このため経営総数に対する自小作経営の比率は、第4表によれば、七〇年の四三・九%から七五年の四一・五%へと僅かながら低下している。西ドイツの場合も、先述の通り七〇年代になると、自小作経営の比率が横ばいを示し、階層別には中・大経営でのみその比率の上昇がみられたが、かなり類似した現象といえよう。

つぎに、小作地面積における自小作経営と純粹小作経営のシェアがどのように推移してきたかをみよう。一九五五年の小作地面積は、一五五二万ヘクタールであり、このうち純粹小作経営に属す部分が九五〇万ヘクタール（六一%）と過半を占め、残る六〇二万ヘクタール（三九%）が自小作経営に属していたと推定される。⁽⁶⁾ 小作地は自小作経営よりも純粹小作経営として存在する形がむしろ優勢であったが、その後の上述のような自小作経営の比率の増大を通じて、かかる両者の比重関係は逆転する。七五年には、先の第1表の通り、小作地面積における自小作経営のシェアは六五%を占めるにいたっているのである。⁽⁷⁾

各経営階層の小作地面積における自小作経営のシェアが長期的にどのような推移したかを直接に示すデータは存在しないが、中・大経営を中心にそのシェアが向上してきたことはほぼ確実である。先の第4表によると、五五年の五〇ヘクタール以上層は、経営数において、自小作経営と純粹小作経営とがいずれも三五〜四〇%とほぼ同じ比率を占めており、かりに自小作経営の面積の半分が小作地であると仮定すれば、小作地面積における自小作経営と純粹小作経営のシェアは一对二となる。ところが、七〇年や七五年には、これらの階層において自小作経営数が純

第5表 イギリスの農業経営の自小作別構成比
(単位: %)

		純粹小 作経営	自小作 経営	純粹自 作経営	計
経営 数	1950	48.7	14.8	36.5	100.0
	60	37.1	15.6	47.3	100.0
	70	30.7	23.1	46.2	100.0
	75	25.5	30.5	44.0	100.0
面 積	1950	-	-	-	-
	60	41.6	21.7	36.7	100.0
	70	32.7	32.7	34.6	100.0
	75	27.3	40.8	31.9	100.0

出所: *Factors influencing ownership, tenancy, mobility and use of farmland in the United Kingdom*, (EC, Information on agriculture, No. 74) 1980, p. 32.

注. イングランドおよびウェールズのみ。

世紀の前半を通じて自作地率の向上を実現したことは既に述べたが、かかる自作地化傾向は、当初は主として純粹自作経営の増大をもたらしたとみられる。第5表によれば、五〇年において自小作経営一四・八%に対して純粹自作経営が三六・五%と優位を示し、しかも五〇、六〇年において、前者の比率が微増するにすぎないのに対して、後者のそれは大きく上昇した。一九五〇年代までは、このように純粹小作経営から純粹自作経営への移行という形が優勢であったとすれば、六〇年代以降において自小作経営の進出が明白にあらわれてくるのである。

自小作経営の比率は、経営数において六〇年の一五・六%から七五年の三〇・五%へと増大し、経営面積におい

純粹小作経営数の三倍を上回っており、先と同様に自小作経営の土地の半分が小作地であるとすれば、自小作経営のシェアは純粹小作経営のそれを少なくとも一・五対一の割合で上回ることになる。事実、先の第七図によれば、七五年には、五〇ヘクタール以上層の小作地のうち三分の二は自小作経営に属しているのである。

西ドイツの場合と同様、フランスでも、地主的土地所有（「小作地」）は、純粹小作経営ではなく、自小作経営の展開を支える役割をますます果たすようになってきたのである。

(3) イギリス

一九世紀には圧倒的に借地農の国であったイギリスが二〇

第6表 イギリスの自小作別経営数の増減率 (1960~70年)

(単位: %)

経営規模		小作	自作	自小作		計
(エーカー)	(ha)			自作地 50%以上	小作地 50%以上	
25~ 50	10.1~ 20.2	-41	-20	-16	-21	-28
50~ 125	20.2~ 50.6	-35	-19	+3	+6	-21
125~ 250	50.6~ 101.2	-34	-15	+19	+27	-16
250~ 500	101.2~ 202.3	-25	-8	+45	+46	-3
500~ 1,250	202.3~ 505.9	-1	+15	+95	+101	+31
1,250~	505.9~	+19	+11	+146	+162	+48

出所: B. Hill, "The Rise of the Mixed-Tenure Farm: An Examination of Official Statistics", *Journal of Agricultural Economics*, Vol. XXV, No. 2, May 1974, p. 180.

注. イングランドおよびウェールズのみ。

では同じ期間に二一・七%から四〇・八%へと増大した。それと対照的に、純粹小作経営の地位は低下し、七五年には経営数でも経営面積でも、全体の四分の一を占めるにすぎなくなった。かつての借地農の国は面目を一新したのである。

このような自小作経営の進出を経営規模別にみれば、第6表のごとくである。それによれば、自小作経営は、五〇エーカー(二〇・二ヘクタール)未満で減少する一方、それ以上の階層で著しく増加している。この国でも、中・大経営における自小作経営の増大傾向が確認されるのである。⁽⁸⁾

つぎに、こうして相対的地位を向上した自小作経営は、小作地面積全体の中でどのようなシェアを占めているかをみよう。第5表によれば、六〇年において純粹小作経営が全経営の四一・六%を占め、また自小作経営の経営面積の半分が小作地であると仮定すれば、自小作経営に属す小作地は全経営面積の一〇・八%となる。したがって、小作地面積は純粹小作経営と自小作経営とに四一・六対一〇・八の割合で帰属する。つまり小作地の二〇・六%が自小作経営に属

すことになる。同様にして、七五年の小作地面積が純粹小作経営と自小作経営とに二七・三對二〇・四の割合で帰属するとすれば、小作地面積における自小作経営のシェアは四二・八%となる。この四二・八%という比率は、先の第1表におけるイギリス全体でみた自小作経営のシェア三四・二%をかなり上回るものであり、上記の推定方法からも絶対水準としては疑問が残るであろう。しかし、六〇〜七五年の傾向をみるためには有効性を失わないと思われる。そうだとすれば、小作地のうち自小作経営に属する部分の比率は、この期間に二割から四割へと増大したことになる。

既述の西ドイツやフランスでは、小作地の過半が自小作経営に属しているのに比べると、イギリスの地主的土地所有は、その歴史的條件を反映して、今日でも純粹小作経営の形で借地制農業を展開せしめる傾向がつよい。しかし他面において、ここでも三分の一をこえる小作地が自小作経営と結合している事実はこの国においても一定の變質が生じていることを示唆する意味で、注目に価するであろう。

(4) アメリカ

二〇世紀初頭のアメリカ農業においては、自小作農場は、第7表の通り、農場總数の八%、農場面積の一五%を占めるにすぎなかった。それは純粹の自作農場（農場数で五六%、面積で五一%）や小作農場（農場数で三五%、面積で二三%）に比べると、はるかに小さな地位を占めるにすぎなかった。しかし、二〇世紀を通じて、自小作農場はその地位をめざましく高めていくのである。

農場總数はこの国では一九三〇年代前半まで増加し、その後反転して減少するが、このような一九〇〇〜四〇年の時期に、小作農場の比率は微増傾向を示し、自作農場の比率の減少によって自小作農場のそれが増大する形があ

第7表 アメリカの自小作経営の動向

		構 成 比 (%)					実 数 (千農場, 百万エーカー)
		自作農場	自 小 作 農 場	マネー ジャー農場	小作農場	計	
農 場 数	1900	55.8	7.9	1.0	35.3	100.0	5,740
	25	52.0	8.7	0.6	38.6	100.0	6,372
	40	50.6	10.1	0.6	38.8	100.0	6,102
	54	57.2	17.9	0.4	24.4	100.0	4,782
	74	61.5	27.1	...	11.3	100.0	2,314
農 場 面 積	1900	51.3	14.9	10.7	23.2	100.0	841
	25	45.4	21.3	4.7	28.7	100.0	924
	40	35.9	28.2	6.5	29.4	100.0	1,065
	54	34.2	40.6	8.6	16.6	100.0	1,158
	74	35.3	52.6	...	12.0	100.0	1,017
平 均 面 積 (エーカー)	1900	135	276	1,481	96	146	
	25	127	355	1,059	108	145	
	40	124	489	1,889	132	175	
	54	145	544	4,786	166	243	
	74	252	852	...	467	440	

出所: USDC, 1974 Census of Agriculture, volume II, Part 3, p. 1-10.

らわれる。このような自小作農場の比率の増加は、農場数では四〇年間で七・九%から一〇・一%へと二・二%ポイントの増加にすぎなかったが、農場面積では一四・九%から二八・二%へと一三・三ポイントもの増加を示した。

ついで、一九四〇〜七四年に、アメリカの農場数は、第7表の通り、六一〇万から二三一万へと急テンポで減少する(それは年平均減少率二・八%で、二四年間で半減するという高いテンポであった)。その間、純粹小作農場の比率は三九%から一一%へと激減し、それに代わって自小作農場が一〇%から二七%へと著しく比率を高め、また純粹自作経営も五一%から六二%へと比率を向上させている。

このような農場の自小作別構成の変化を農場面積の面からみると、自小作農場は、四〇年の二八%から七四年の五三%へと比率を大きく上

第8表 アメリカの小作地面積の推移

(単位: 百万エーカー, %)

	小 作 地 面 積	左 の う ち		小 作 地 面 積	左 の う ち	
		小作農場	自 小 作 農 場		小作農場	自 小 作 農 場
1925	361.2	264.9	96.3	100.0	73.3	26.7
40	469.2	313.2	156.0	100.0	66.8	33.2
54	406.1	192.2	212.3	100.0	47.3	52.3
74	383.4	124.2	258.4	100.0	32.4	67.4

出所: USDC, 1974 Census of Agriculture, volume II, Part 3, p. 1-6.

注. 1954年と1974年は自作農場に属す小作地がごく僅か把握されているので, 小作地農場と自小作農場の小作地の合計は小作地総面積と一致しない。

昇させ、七四年では小作農場（一二％）はむろんのこと自作農場（三五％）をも上回るにいたっている。自作農場は、その平均面積が農場全体の平均をますます下回り、小規模農場を代表するようになっており、このため農場数では比率の上昇を示しながら、農場面積ではその比率が横ばいを示している。小作地面積における純粹小作農場と自小作農場のシェアは、そのような自小作農場の地位の向上を反映して、大きく変化した。第8表によれば、一九二五年には、小作地のうち二七％が自小作農場に属していたにすぎないが、七四年には六七％がこれに属している。アメリカでも、かつては農場単位の小作地による純粹小作農場が小作地の支配的部分を占めていたが、その後のとくに四〇年以降における自小作農場の著しい進出を通じて、そのような純粹小作農場のシェアは大きく減少したのである。

(5) 小 括

以上みてきたように、自小作経営の地位の向上は、西ドイツ、フランス、イギリス、アメリカのいずれの国にも共通の現象としてあらわれている。西ドイツでは、それはすでに両大戦間にもみられたが、中・大経営における支配的な土地保有形態として自小作経営が著しく地位を高めたのは、第二次大戦後であった。アメリカでも、二〇世紀前半を通じて自小作農場の地位の向

上が徐々に進んだが、そのテンポは世紀中葉から一段と高まった。フランスとイギリスは、第二次大戦前の動向を正確に把握するのはむずかしいが、一九五〇年代における自小作経営の地位がかなり低いことから、自小作経営の進出はそれ以後において著しく進んだとみられる。もともと、戦後におけるフランスとイギリスの動向を比べると、前者においてそれはより著しいものがあつたといえよう。

最後に、七〇年代中葉における四カ国の自小作経営の地位について改めて整理すれば、次のようになる。農業経営数における自小作経営の比率は、西ドイツの五三%が最高で、ついでフランス四二%、イギリス二九%、アメリカ二七%となる。農用地面積（または経営面積）におけるその比率は、西ドイツ六五%、フランス五九%、アメリカ五三%、イギリス三三%の順序になる。さらに、小作地面積における自小作経営に属す部分の比率でみると、西ドイツ七九%、アメリカ六七%、フランス六五%、イギリス三四%の順序である。アメリカは、農場数における比率としては、イギリスをさえわずかに下回って、四カ国で最低であるが、自小作農場の規模が大きいため、農場面積における比率としては、イギリスをしのいでフランスに近く、また小作地面積における比率では、フランスをわずかながら上回っている。概していえば、自小作経営の地位が最も高いのは西ドイツであり、最も低いのがイギリスであり、両者の中間にフランスとアメリカが位置しているといえよう。

以上のような各国の特殊性を念頭におきつつ、自小作経営の進出の条件を明らかにするために、われわれは次に土地所有の構造について立ち入って検討することにしよう。

注(一) その他のEC諸国では、その比率がイタリア(八〇%)、アイルランド(九一%)、デンマーク(七六%)で高く、ベルギー(二八%)、ルクセンブルグ(二八%)で低い。フランスでも、地域別にはかなりの差異がある。EC域内での地域差

の大きいことを忘れてはならないが、イタリアを除く、主要国において各国平均値がかなり接近していることも注目に値するであらう。

- (2) イギリスの公式統計には、自小作経営を十分に把握していないという問題があるようである。イギリスの公式統計が対象とする基礎的単位は“holding”であり、これはしばしば“farm”と同意義をもつと解されるが、実際には生産の単位としての“farm”の一部分を構成するにすぎないものがある。いわゆる“multiple holdings”の現象である。このためハリソンによれば、一九六九年のイングリッシュで、“farm”の数は“holding”の数の八九%に相当していた。そして、このように二つの“farm”が統計上複数の“holding”として数えられるのは、自小作経営の場合にとくにみられるといわれる。その限りにおいて、イギリスの公式統計では、自小作経営が過小評価されることにならう(B. Hill, “The Rise of the Mixed-Tenure Farm: An Examination of Official Statistics”, *Journal of Agricultural Economics*, Vol. XXV, No. 2, May 1974, p. 180; A. Harrison et al., *op. cit.*, pp. 25-29 を参照)。

- (3) 大内、前掲書。

- (4) フランスの場合、このような自小作前進型の規模拡大の結果として自小作経営が発生するだけでなく、純粹の小作経営がその小作地の一部を購入して自小作経営となる場合もあるようである。こうした自小作経営の類型については、五で述べる。

- (5) 五五年と七〇年の農業センサスでは、農用地 (Superficie agricole utile) を対象に土地保有形態を把握したのに対して、七五年調査ではこれから建物用地・中庭および非生産的荒地・非耕作地を除外した生産的農用地 (Superficie agricole utilisée) を対象にしているという違いがある。このため、例えば建物・中庭という経営の中心部分だけを所有する農業者は、五五年と七〇年では自小作経営に属すが、七五年では純粹小作経営に属することになる(以上の定義については、拙稿「フランスの農業センサス」磯辺・窪谷編『一九八〇年世界農林業センサス・日本農業の構造分析』農林統計協会、一九八二年、を参照されたい)。その他、七五年は抽出調査のため、とくに零細経営の把握率がやや低くなるようである。こうした問題のため、七五年データの比較可能性には限界があることを指摘しておきたい。

- (6) 五五年センサス結果報告書には、純粹小作経営に属す小作地面積と自小作経営に属すそれとが掲載されていないので、OSCE, *Statistique Agricole*, 1964-No. 4, p. 21 から、純粹小作経営の面積として、定額小作地七九二万ヘクタール、

分益小作地一五九万ヘクタール合計九五〇万ヘクタールの数値を採用した。小作地総面積は、一五五二万ヘクタールである (Annuaire Statistique de la France 1958, p. XIII)。

(7) 七〇年農業センサス結果報告書でも、純粋小作経営の面積を掲載していないので、各経営規模階層の純粋小作経営の平均面積が当該規模階層の全経営の平均面積と等しいと仮定して、純粋小作経営の面積を推定することができる (なお、その場合、分益小作地はすべて純粋小作経営を形成するとみなした)。その結果は、小作地面積一五二九万ヘクタールのうち純粋小作経営に属す部分が六一七万ヘクタール (四〇・四%)、自小作経営に属す部分が九一二万ヘクタール (五九・六%) となる。

(8) B・ヒルは、イングランドおよびウェールズにおいて、三〇〇エーカー (一二一ヘクタール) 以上の大経営で自小作経営が最も一般的な保有形態であることを確認し、農業構造の調整においてそれが中心的役割 (a key role) を果たしていること、とくにそれが農業者によって規模拡大の一つの方法とみなされていることを指摘している。また自小作経営は借り入れや投資活動も積極的であり、農業のダイナミックスで拡大的な部分を代表する諸特徴を示しているとの指摘が注目される (B. Hill, *op. cit.*; A. Harrison et al., *op. cit.*, pp. 31, 169-171 参照)。

四、土地所有の構造と自小作経営

(一) 資料の性格と限界

一九七五年のEC農業経営構造調査は、一九七三年のイギリス等三カ国のEC加盟後はじめて行なわれたEC諸国に共通の農業調査であり、イギリスを含む主要欧州諸国の農業構造の国際比較のうえで貴重なデータを提供する。この調査は、オランダとベルギーで全数調査として行なわれたほかは、ほぼ一〇分の一の抽出調査として行なわれ、一〇年ごとの農業センサスの間の中間調査という位置づけがなされている。調査対象は農業センサスの場合と同様の農業経営体であり、したがって土地所有を直接に把握しうるものではない。しかし、農業経営の枠組みを通じて

自作地と小作地を把握しており、農業経営の面に反映されるかぎりにおいて、土地所有の構造的特徴を明らかにすることを可能にしているのである。

農業経営は、農用地面積によって一ヘクタール未満、一〜五ヘクタール、五〜一〇ヘクタール、一〇〜二〇ヘクタール、二〇〜三〇ヘクタール、三〇〜五〇ヘクタール、五〇〜一〇〇ヘクタール、一〇〇ヘクタール以上の八階層に区分され、さらに自作地率によって自作地率〇%、〇〜五%、五〜二五%、二五〜五〇%、五〇〜七五%、七五〜九五%、九五〜一〇〇%、一〇〇%の八階層に区分される。両者の組み合わせで、結局六四のグループに区分される。

いうまでもなく、自作地は自作地率〇%の経営群を除く全グループに、また小作地は自作地率一〇〇%の経営群を除く全グループに存在する。いま自作地をとると、例えば一〇〜二〇ヘクタールの経営のうち、自作地率一〇〇%のグループは経営規模がそのまま自作地規模を意味するが、自作地率が低くなるとともに、自作地規模も小さくなる。このため各グループごとに一経営あたり自作地面積を計算すれば、それは農業経営の枠組みを通じて把握された農民的土地所有の規模を示すものといえよう。

小作地についても、同様に各グループの平均小作地面積を計算する。この場合、複数の地主から借りている小作地は、農業経営ごとに統合されて単一の小作地であるかのようにあらわれる。⁽¹⁾この意味では、土地所有を実際よりも集中的なものとして示すことになる。他方、一人の地主がその所有地を複数の農業者に貸し付けているときは、かかる方法は実際よりも土地所有を分散的なものとして示すことになる。両者が互いに相殺しあうかぎり、現実の所有構造からあまり乖離しないといえるかもしれない。しかし、大土地所有ほど分割されて複数の農業者に貸し付

けられ、また小土地所有ほど他の小作地と統合される傾向がつよいとすれば、上記の方法では、大土地所有は実際より分散的に、小土地所有は実際より集中的に表現されることになるう。

こうして、土地所有は、ここでは現実から乖離し、いわばデフォルメされた形で示される。この現実からの乖離がどの程度のものであるかを確認する手段をわれわれはもっていないが、しかしここでは、各国に共通の調査結果を同じ方法で加工することから、国別対比を通じて各国の特殊性を明らかにするためには、一定の有効性をもっていると考えられる。

そこで、各国における農業経営六四グループのうち、土地面積の面でネグリジブルな地位しかもたない一ヘクタール未満の八グループを除外して、残る五六グループについて、自作地と小作地それぞれの平均規模を求め、これを当該グループの自作地規模および小作地規模とみなし、自作地をもつ経営と自作地面積とを自作地規模別に、小作地をもつ経営と小作地面積を小作地規模別に集計することにしよう。これによって、自作地によって代表される農民的土地所有と小作地によって代表される地主的土地所有について、その構造的な特徴を間接的に明らかにすることができると考えられる。以下では、EC諸国の中から便宜上、フランス、西ドイツ、イギリスの三カ国について検討したい。

(二) 土地所有の構造

ここでは、上記三カ国における農民的土地所有（自作地）と地主的土地所有（小作地）とがそれぞれどのような規模別構成を有しているかを明らかにし、そのことを通じて各国の土地所有構造の特徴を検討したい。七五年の

第9表 自作地規模別にみた自作経営数および自作地面積（1975年）

（単位：1,000経営，1,000ha，%）

	自作地 規 模	フ ラ ン ス		西 ド イ ツ		イ ギ リ ス	
		実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
自 作 経 営 数	1～5ha	328.9	32.0	336.2	40.4	38.7	18.8
	5～10	251.4	24.4	205.9	24.8	30.4	14.8
	10～20	200.5	19.5	162.4	19.5	36.2	17.6
	20～30	126.2	12.3	73.9	8.9	26.2	12.7
	30～50	72.5	7.1	39.0	4.7	28.4	13.8
	50～100	39.4	3.8	12.6	1.5	25.8	12.6
	100～	9.4	0.9	1.7	0.2	19.8	9.6
	計	1,028.3	100.0	831.7	100.0	205.5	100.0
自 作 地 面 積	1～5ha	795.6	5.2	831.1	9.5	99.6	1.1
	5～10	1,898.6	12.5	1,550.6	17.8	225.8	2.4
	10～20	2,829.6	18.6	2,229.1	25.5	519.4	5.6
	20～30	2,966.9	19.5	1,679.5	19.2	642.8	6.9
	30～50	2,690.4	17.7	1,392.3	15.9	1,087.6	11.7
	50～100	2,592.3	17.0	771.7	8.8	1,795.4	19.2
	100～	1,434.0	9.4	275.5	3.2	4,961.7	53.2
	計	15,207.4	100.0	8,729.8	100.0	9,332.3	100.0

出所：EC農業経営構造調査（1975年）。

注．自作経営は自作地をもつ経営で「自小作経営」を含む。

EC農業経営構造調査結果から、上述のような方法によって、自作地規模別にみた自作経営数（自小作経営を含む。以下、本節では同様。）および自作地面積が第9表の通り得られ、また小作地規模別にみた小作経営数（自小作経営を含む。以下同節では同様。）および小作地面積が第10表の通り得られる。両者およびそれらを図示した第八図から、各国の土地所有構造の注目すべき特徴が明らかになるのである。

まず、第9表によって、自作地に示される農民的土地所有からみよう。自作地をもつ農業経営は、フランスで一〇三万、西ドイツで八三万、イギリスで二一万を数え、これらの自

第10表 小作地規模別にみた小作経営数および小作地面積（1975年）

（単位：1,000経営，1,000ha，%）

	小作地 規 模	フ ラ ン ス		西 ド イ ツ		イ ギ リ ス	
		実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
小 作 經 営 数	1～5ha	196.1	27.5	295.9	57.3	30.4	20.9
	5～10	152.0	21.3	127.9	24.8	25.9	17.8
	10～20	113.2	15.9	47.0	9.1	16.4	11.3
	20～30	103.8	14.6	26.4	5.1	19.9	13.7
	30～50	83.1	11.7	12.6	2.4	16.5	11.3
	50～100	52.4	7.3	5.1	1.0	18.9	13.0
	100～	12.7	1.8	1.1	0.2	17.5	12.0
	計	713.3	100.0	516.0	100.0	145.5	100.0
小 作 地 面 積	1～5ha	416.8	3.0	529.3	14.7	75.1	1.1
	5～10	1,100.6	8.0	875.2	24.3	191.8	2.7
	10～20	1,581.3	11.5	653.9	18.2	240.0	3.4
	20～30	2,426.4	17.6	602.8	16.8	493.1	6.9
	30～50	3,048.8	22.2	454.8	12.6	647.7	9.1
	50～100	3,350.0	24.4	319.3	8.9	1,353.9	19.0
	100～	1,826.5	13.3	161.6	4.5	4,130.8	57.9
	計	13,750.4	100.0	3,596.9	100.0	7,132.4	100.0

出所：EC農業経営構造調査（1975年）。

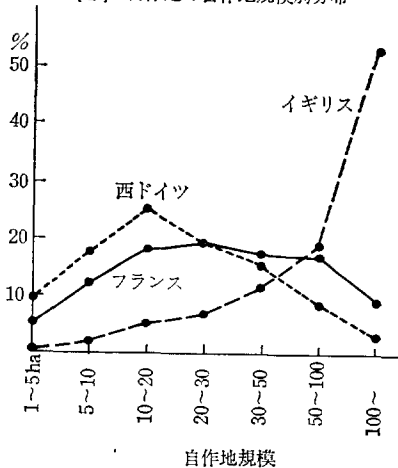
注．小作経営は小作地をもつ経営で「自小作経営」を含む。

作経営に含まれる自作地面積は、フランスで一五二万ヘクタール、西ドイツで八七三万ヘクタール、イギリスで九三三万ヘクタールである。かかる自作地が各国の農用地全体の中で占める比率は、フランス五二%、西ドイツ七一%、イギリス五七%に達し、地主的土地所有に対して農民的土地所有が今日ではむしろ優位に立っていることは、既に述べたところである。

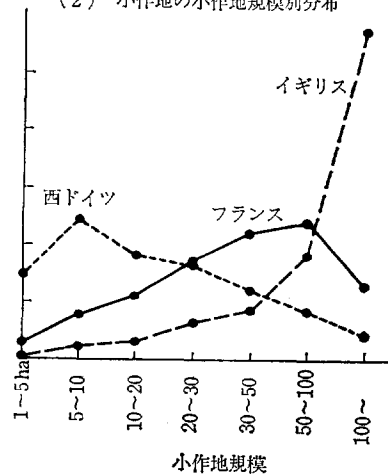
自作地をもつ経営を自作地規模別にみると、自作地二〇ヘクタール未満の零細な小規模の自作経営が、西ドイツで八五%を占めて三カ国中最高に位置し、これについてフランス七六%、イギリス五一%の順序に

第8図 自作地および小作地の規模別分布

(1) 自作地の自作地規模別分布



(2) 小作地の小作地規模別分布



出所：EC農業経営構造調査（1975年）。

なる。自作地一〇ヘクタール未満の零細規模だけをとると、西ドイツ六五%、フランス五六%、イギリス三四%の比率となる。こうして、農民的土地所有は、自作経営（農民）数の面からは、かかる零細ないし小規模の自作地が重要な地位を占めること、とくに西ドイツではそれが圧倒的に大きな比率を占めるとともに、イギリスでもほぼ半数という重要な地位を占めていることが注目されるのである。

他方、農民的土地所有については自作地面積の視点からみれば、第9表および第八図の通り、かなり違った姿があらわれる。西ドイツでは、二〇ヘクタール未満の零細ないし小規模の自作地が五三%とほぼ半分を占め、これについて二〇〜五〇ヘクタールの中規模自作地が三五%となる。そして、五〇ヘクタール以上は一二%を占めるにすぎない。このように小規模自作地の比率が高い西ドイツとは対照的に、イギリスでは、五〇ヘクタール以上の大規模自作地が七二%に達し、二〇〜五〇ヘクタールの中規模自作地が一九%、ついで二〇ヘクタール未満の自作地が九%となる。

イギリスの自作地は大規模層への集中が著しいのである。フランスは両国の中間に位置し、二〇ヘクタール未満三六%、二〇〜五〇ヘクタール三七%、五〇ヘクタール以上二六%という比率に示されるように、小・中・大規模の三階層へ比較的分散している。しかし、第八図の(1)にみられるように、フランスの分布の形はイギリスよりもむしろ西ドイツに近いようである。ともあれ、三カ国の農民的土地所有の構造においては、大規模自作地への集中度の高いイギリス、その逆に零細・小規模自作地が過半を占める西ドイツ、両国の中間に位置するフランスという特殊性がみられるのである。

つぎに、小作地に代表される地主的土地所有をみよう。第10表によると、小作地をもつ経営数は、フランスで一萬、西ドイツで五二萬、イギリスで一五萬を数え、またそれに含まれる小作地面積は、フランスで一三七五萬ヘクタール、西ドイツで三六〇萬ヘクタール、イギリスで七一三萬ヘクタールとなる。西ドイツの自作地面積は、イギリスとほぼ同程度に達していたが、小作地面積は、イギリスの半分程度でしかない。それはともかく、小作地について小作地規模別構成をみると、次のような各国の特殊性が明らかになろう。

まず、イギリスは、小作地の規模別構成が経営数でみても面積でみても、上述の自作地のそれによく似ている。より詳しくいえば、自作地に比べ、小作地の場合、一〇〇ヘクタール以上の比率が面積でみて五%ほど高く、大規模小作地への集中度がやや高いことが目につくが、しかし自作地でもすでに大規模自作地への集中度は顕著なものがあつた。

つぎに、西ドイツは、経営数でも面積でも、自作地に比し小作地の場合、一〇ヘクタール未満の零細規模の比率が大きくなり（経営数では六五%に対して八二%、面積では二七%に対して三九%）、その逆に一〇〜五〇ヘクタ

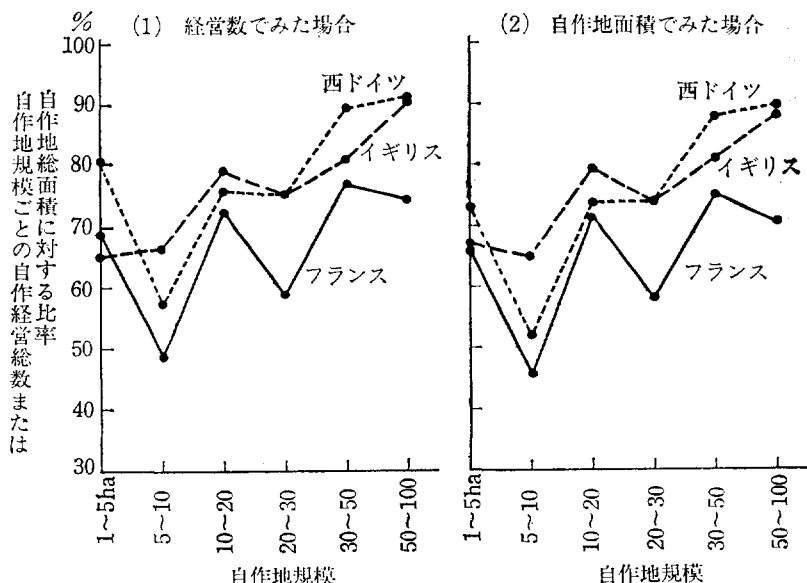
ールの規模の比率が小さくなり、また五〇ヘクタール以上ではほとんど違いがない。つまり、西ドイツの小作地は、自作地の場合以上に、零細規模の比率が高く、土地所有の分散的性格が強くあらわれているのである。

最後に、フランスは、自作地に比し小作地の場合、経営数でも面積でも、二〇ヘクタール未満の比率が低下し（経営数では七六％に対して六五％、面積では三六％に対して二三％）、これと対照的に、二〇～五〇ヘクタールや五〇ヘクタール以上では、小作地においてより高い比率を示す。二〇～五〇ヘクタールの比率は、経営数では、自作地一九％に対して小作地二六％、面積では同じく三七％に対して四〇％と若干の上昇を示し、五〇ヘクタール以上の比率は、経営数では自作地五％に対して小作地九％、面積では同じく二六％に対して三八％とかなり著しい差異を示している。

西ドイツでは、自作地に比べ小作地において零細規模の比率がより大きくなるのに対して、フランスでは、自作地より小作地において、中・大規模の比率が大きくなる。先の第八図によれば、自作地の自作地規模別分布においては、フランスと西ドイツは、かなり類似した形を示しているが、小作地の小作地規模別分布においては、両国の分布図にかなりの違いがある。

以上のような三カ国の小作地の規模別構成の差異から、われわれは、各国の地主的土地所有の構造的な特徴として、西ドイツでは零細・小規模小作地、フランスでは二〇～五〇ヘクタールや五〇～一〇〇ヘクタールなどの中・大規模小作地、そしてイギリスではとくに一〇〇ヘクタール以上の大規模小作地がそれぞれ大きな地位を占めていることを指摘できる。それと同時に、三カ国における自作地と小作地との規模別構成を対比するならば、上述のような国別特殊性がみられつつも、地主的土地所有の規模別構成は農民的土地所有のそれから著しく乖離した姿を示

第9図 自作地規模と経営規模とが同一階層である経営の地位（自作地規模別）



出所：EC農業経営構造調査（1975年）

すものではないことにも注目しておく必要がある。
ろう。

(三) 土地所有と自小作経営

(1) 農民的土地所有と自小作経営

自作地をもつ経営つまり自作農民にとって、自作地規模は必ずしも経営規模を意味するものではない。自作地と小作地とを結合することによって、自作地規模を上回る経営規模を実現することが少なくないからである。こうした自作地規模と経営規模との関係に着目しつつ、農業経営の規模に対する農民的土地所有の規定性について検討しよう。

フランス、西ドイツ、イギリスに関する自作地規模と経営規模との対応関係を示すデータは、付表1および2に掲げている。これによって、自作地規模と経営規模とが同一規模階層にある

経営の地位を自作地規模別に示せば、第九図の通りである。その場合、規模階層は、一〜五ヘクタール、五〜一〇ヘクタール、一〇〜二〇ヘクタール、二〇〜三〇ヘクタール、三〇〜五〇ヘクタール、五〇〜一〇〇ヘクタール、一〇〇ヘクタール以上の七階層に区分してある。このため、かりに自作地規模と経営規模とが同一階層に属していても、経営規模を上階層に押し上げない範囲で小作地が存在し、その分だけ経営規模が自作地規模を上回るような場合があるはずである。したがって、自作地規模と経営規模が同一階層である経営といっても、それは厳密な意味での純粹自作経営に相当するものではなく、とくに階層区分の幅が大きい五〇〜一〇〇ヘクタールと三〇〜五〇ヘクタールでは、自作地を主体としつつ若干の小作地をもつ自小作経営がかなりの程度含まれているであろうことを忘れてはならない。

さて、第九図は次のような注目すべき事実を明らかにする。まず第一に、三カ国とも自作地規模別にみると、規模にほぼ比例して、自作地規模と経営規模とが同一階層である経営の比率が大きくなる傾向がみられる。すなわち、規模の大きい自作地ほど、それがほぼそのまま経営を形成し、当該所有者をして純粹に近い自作農民たらしめる場合が多くなる。ただし、一〜五ヘクタールの自作地は、西ドイツとフランスでは、五〜一〇ヘクタールのそれよりも、同一階層の経営を形成する比率がかえって高くなっていることが注目される。そこには、果樹・野菜等の集約的経営の存在のほか、兼業経営や高齢者経営の一定の滞留という事情を想定することができであろう。

第二に、三カ国を比較すると、次のような特徴がみられる。まず、フランスにおいて、自作地規模と経営規模とが同一である経営の比率が全階層を通じて最低であることが注目される。この図では、五〜一〇ヘクタールのような零細自作地の半分、そして三〇〜五〇ヘクタールや五〇〜一〇〇ヘクタールの中・大型自作地の四分の一は、よ

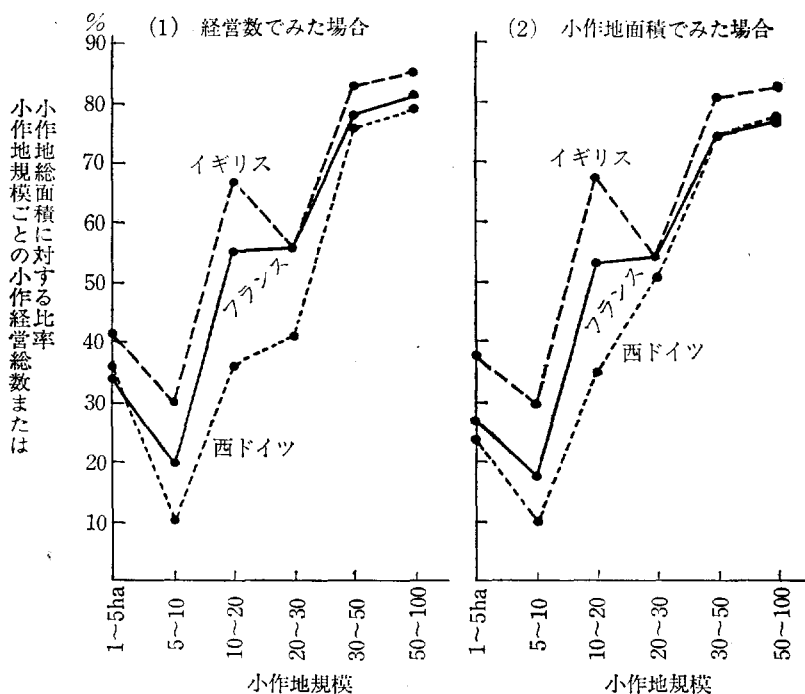
り上の規模階層の経営を形成せしめている。つまり、これらの自作農民は、小作地を借りることによって、自作地規模より上の階層の経営規模を実現しているわけである。

つぎに、西ドイツでは、五～一〇ヘクタールや一〇～二〇ヘクタールの零細・小規模自作地は、同一階層の経営を形成する比率がフランスの場合を僅かに上回る程度であり、むしろフランスに近い形を示している。しかし、二〇～一〇〇ヘクタールの中・大型自作地は、同一階層の経営規模にとどまる比率が三カ国で最高である。換言すれば、小作地と結合して、上の規模階層に移行するものの比率が最低となっているのである。このように西ドイツで中・大型自作地が自小作経営の形でかなりの程度の規模拡大を実現する余地が狭いのは、この国における小作地率の低さと小作地の零細性を反映しているとみていいであろう。

最後にイギリスでは、五～一〇ヘクタールや一〇～二〇ヘクタールの自作地が同一階層の経営規模となる比率が最高であり、零細・小規模自作地が小作地との結合によってかなりの程度の規模拡大を実現する条件に相対的に恵まれていない。それはこの国の小作地が上述のように集中型の構造を有することと無関係ではなからう。三〇～一〇〇ヘクタールの中・大型自作地がより上層の経営規模に達する比率は、フランスと西ドイツとの中間に位置する。西ドイツに比べると、中・大型自作地が小作地と結合され、かなりの規模拡大を実現する機会が相対的に多いといえるが、しかしこの点のイギリスの地位はフランスよりむしろ西ドイツに近い。結局、中・大型自作地が自小作前進的な経営規模の拡大を実現する機会は、フランスにおいて最も恵まれているといえよう。

以上のような自作地規模と経営規模との関係の分析から明らかにされた農民自作地の経営規模に対する規定性は、自小作前進的な経営発展の条件、したがって小作地の条件によって大きく制約されている。そこで、次に小作地規

第10図 小作地規模と経営規模とが同一階層である経営の地位（小作地規模別）



出所：EC農業経営構造調査（1975年）。

模と経営規模との関係の分析を通じて、その点をさらに検討していこう。

(2) 地主的土地所有と自小作経営

われわれは先に三カ国の小作地の規模別構成の検討を通じて、地主的土地所有の構造がかなりの国別特殊性を有していることを明らかにしたが、ここでは小作地規模と経営規模との関連を分析しつつ、各国の地主的土地所有の特質がとくに自小作経営の形成をどのようにに規定しているかを検討しよう。それは自小作前進的な経営発展に対する地主的土地所有のかかわり方を検討することにほかならないであろう。

三カ国における小作地規模と経営規模との対応関係を示すデータは付表3および4に掲げてある。これによって、

両者が同一規模階層に属す経営の地位を小作地規模別に示すと、第一〇図の通りである。これによると、小作地規模と経営規模とが同一階層である経営の比率は、いずれの国でも、五―一〇ヘクタールの零細小作地で最低を示し、規模の拡大とともにその比率は急速に増大する。

さらに詳しくみると、次のような注目すべき事実が明らかになる。

第一に、零細小作地がほぼそのままに単独の経営を形成することは稀であることである。五―一〇ヘクタールの小作地についてみると、西ドイツで九〇%、フランスで八〇%、イギリスで七〇%の場合、自作地と結合して一〇ヘクタール以上の経営規模に達している。先の第九図によると、五―一〇ヘクタールの自作地は、二分の一ないし三分の二の場合、ほぼそのままに経営を形成していたのと著しい対照をなしている。零細自作地は独立の経営を形成する傾向が強いのに対して、零細小作地は今日ではほとんどが地片借地として、より規模の大きい自小作経営の構成要素となるのである。

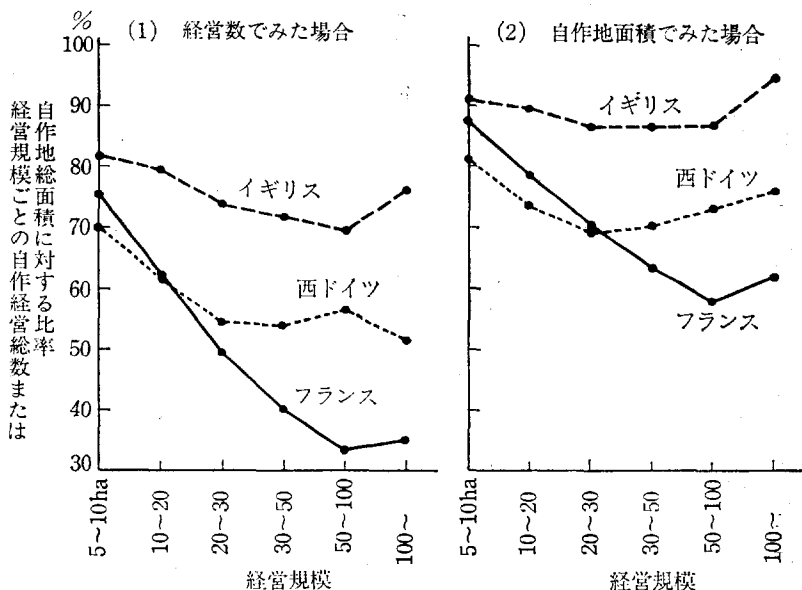
第二に注目されるのは、三カ国において、三〇―五〇ヘクタールや五〇―一〇〇ヘクタールの中・大型小作地は、八〇%程度の場合、同一階層の経営を形成していることである。それらの多くは経営単位の借地をなすとみてよからう。⁽³⁾先の第九図の自作地の場合も、この規模階層の自作地は、八〇%程度の場合、同一階層の経営規模にとどまっていた。自作地でも小作地でも、かかる中・大型の所有地は、ほぼそのままに独立の経営を形成する傾向が強いといえよう。もともと、かかる規模階層では、階層区分の幅が大きく、よほど大きな小作地または自作地と結合しなければ、上の階層に移行しないという事情がある。同一階層にとどまりつつ、中・大型の自作地や小作地が零細な小作地または自作地と結合して、自小作経営を形成する動きは、無視しえない重要性をもっていると思われる。

第三に、三カ国を比較すると、小作地がほぼそのまま同一規模階層の経営を形成する比率は、西ドイツで最低、イギリスで最高を示し、フランスが両国の中間に位置していることである。西ドイツは、中・大型自作地の場合、同一規模階層の経営を形成する比率が三カ国で最高であったが、小作地の場合は逆にかかる比率が最低である。この国では小作地率が低く、自作地の側からみれば、小作地を借り入れて上層に移行する機会が比較的乏しいが、逆に小作地の側からみれば、自作地と結合する確率が高いことになる。西ドイツの小作地は、とくに三〇ヘクタール未満の場合、六〇・九〇%が上層の自小作経営の形成と結びついており、しかも先の第10表や第八図にみられるように、このような零細・小規模小作地の比重がきわめて高いのである。この国の地主的土地所有は、その分散的構造にもとづいて、自小作経営の広範な形成を支える役割を果たしているといえよう。これに対して、イギリスの小作地は、全般的にみて上層の自小作経営の形成に結びつく機会が相対的に最も乏しく、しかもこの国の小作地の中では、三〇ヘクタール以上の中・大型小作地が圧倒的な地位を占めている。こうして、イギリスの地主的土地所有は、集中型の構造のゆえに、ほぼ小作地と同じ規模の純粹な小作経営を形成する傾向が強いのである。フランスは両国の中間に位置し、その小作地が小・中・大規模に比較的満遍なく配分されていることもあって、その地主的土地所有は、西ドイツと同様に自小作経営の形成を支える役割をもつとともに、中・大型小作地を中心に、ほぼ純粹に近い小作経営を形成するというイギリスの場合と同様の役割をも果たしていることが注目されるのである。

(3) 土地所有構造の規定性

自小作経営は、一方において、自作地をもつことから、純粹の自作経営とともに、農民的土地所有を基礎として存立し、これによって条件づけられる。しかし他方では、小作地の借り入れによって経営規模を拡大するかぎりに

第 11 図 自作地規模と経営規模とが同一階層である経営の地位（経営規模別）



出所：EC農業経営構造調査（1975年）。

において、農民的土地所有の制約から相対的に解放される。自小作経営はその意味では自作農民の経営的飛躍の形式である。

そこで、自作地をもつ自作農民について、かかる自小作前進的な経営の飛躍がどの程度実現されているかをみるために、付表1および2から第一一図を作成した。この図は、自作経営のうち自作地規模と経営規模とが同一階層に属するものの比率を経営規模別に示すものである。換言すれば、上述のような自小作前進的な経営飛躍をあまり実現していない、したがって純粹の自作経営ないしそれに近い経営が経営規模別にどのような地位を占めるかを明らかにする。

同図にみられる通り、この比率は、五・一〇ヘクタールの零細規模の経営では三カ国とも七〇〜八〇％に達するが、規模の拡大とともに低下する。その場合、中・大規模層における当該比率の低下

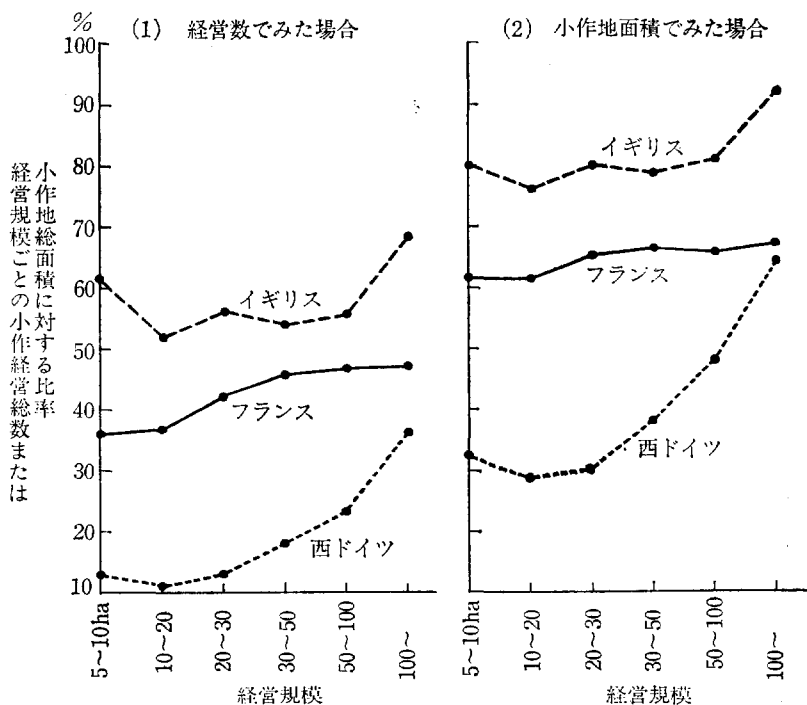
は、フランスで最も急激にあらわれ、ついで西ドイツ、イギリスの順序となる。零細経営におけるその比率の高水準は、兼業経営や高齢者経営としての零細自作経営の滞留を反映するものとみている。それはともかく、三〇ヘクタール以上の中・大経営における国別の差異は著しいものがあり、注目される。フランスでは、かかる中・大規模層の自作経営は、その六〇―七〇％の場合、より下の規模階層に属す自作地しかもたず、自小作経営として経営飛躍を実現したものであるのに対して、かかる比率はイギリスでは三〇％程度にすぎず、また西ドイツでは五〇％程度にとどまっている。

換言すれば、フランスの中・大規模層の自作経営は、農民的土地所有の枠内においてのみ存立するのではなく、地主的土地所有に部分的に依存しつつ自小作前進的な経営飛躍を通じて形成されていることがうかがえる。これに対して、西ドイツとイギリス、とくに後者の場合、中・大規模層において、純粹自作経営ないしこれに近い性格の経営が相対的に大きな地位を占め、自作農民の地主的土地所有への依存の度合は相対的に低い。

もっとも、西ドイツの零細・小規模層の場合、フランス以上に自小作前進的な経営飛躍がみられ、第一一図でも二〇ヘクタール未満では、当該比率がフランスより西ドイツで僅かながら低くなっていることにも注目しておくべきであろう。既述の通り、農業経営全体における自小作経営の地位は、三カ国のうち西ドイツで最高であったことが想起されるべきであろう。

次に、小作地をもつ小作農民の地主的土地所有への依存関係について、同じ方法でアプローチしておかなければならない。小作経営のうち、小作地規模と経営規模とが同一規模階層に属すものの比率を経営規模別に示せば、第一二図の通りである。この比率は、純粹またはそれに近い小作経営の地位を反映するが、先の第一一図の場合とは

第12図 小作地規模と経営規模とが同一階層である経営の地位（経営規模別）



出所：EC農業経営構造調査（1975年）。

逆に零細規模で低水準であり、規模の拡大とともに上昇する傾向がみられる。零細・小規模小作地がそのまま経営を形成することは稀であるという先にみた事情がここに反映されている。

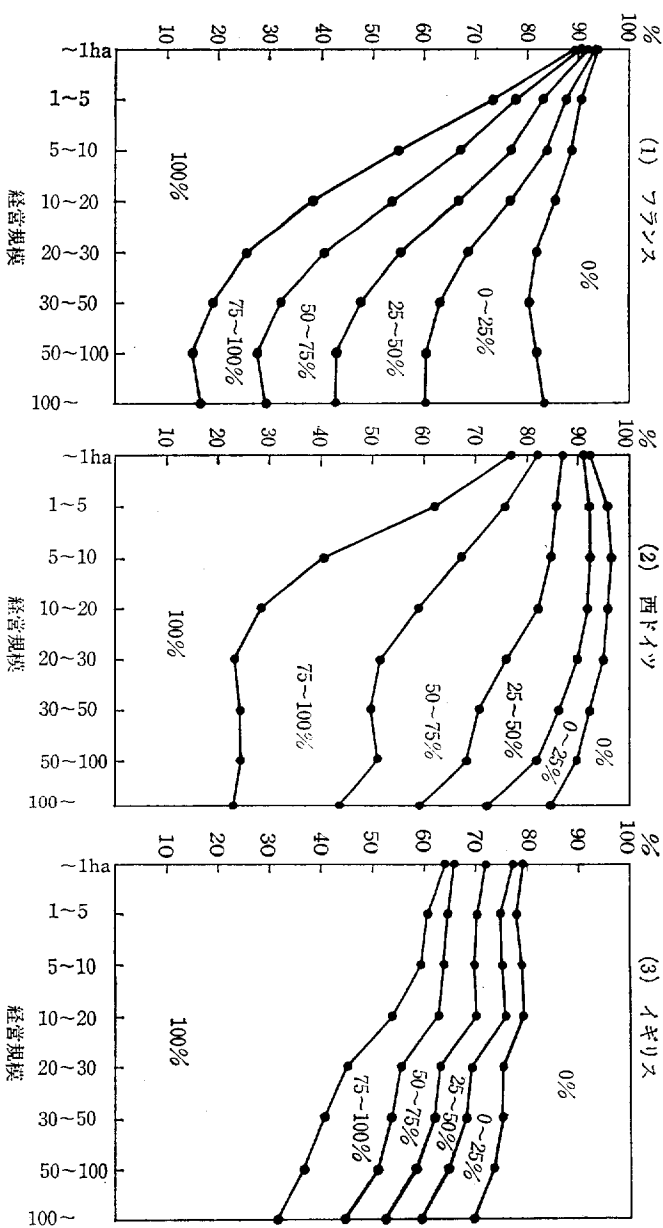
同図でとくに注目されるいま一つの点は、国別の差異にある。西ドイツは、一〇〇ヘクタール以上の小作経営がネグリジブルな地位しか占めないのも、これを除外してみると、当該比率は、経営数でみた場合、一〇〜二〇%と低い。小作経営はここでは地主的土地所有の枠から大きくはみだし、農民的土地所有との結合によって、自小作経営として存立する傾向が強いという事情がそこに反映されている。これに比べると、フランスの中・大規模の小作農

民は、五〇％程度の場合において、またイギリスのそれは、五五―七〇％程度の場合において、経営規模と小作地規模とが同一規模階層に属しており、したがって地主的土地所有の枠内で比較的純粋に近い小作経営が存立しうる余地がかなりあるということになろう。

さて、以上の第一一図および第一二図にもとづく検討から明らかなように、三カ国の土地所有構造が自小作経営の形成を条件づけているのである。要約すれば、イギリスでは、集中型の土地所有構造を反映して、農民的土地所有でも地主的土地所有でも、純粋ないしそれに近い自作経営または小作経営として農業経営を存立せしめる傾向が比較的つよく、それだけに自小作経営の広範な形成が相対的におくれている。フランスでは、中間型の土地所有構造を反映して、中・大経営でみると、地主的土地所有のもとで小作地をもつ経営の五〇％程度、また農民的土地所有のもとで自作地をもつ経営の三〇％程度が、それぞれ純粋ないしそれに近い小作経営または自作経営として存立しており、自小作経営はイギリスに比べるとより広範な形成の条件を与えられている。そして西ドイツは、農民的土地所有の面では、とくに中・大経営については、フランス以上に純粋ないしそれに近い自作経営を維持する傾向がみられるとはいえ、地主的土地所有の面では、純粋ないしそれに近い小作経営の比率がきわめて低く、全体としては、分散型の土地所有構造を反映して、自小作経営の広範な形成がすすんでいる。とくに、小・中規模層の自小作経営の比率は、フランスの場合をかなり上回り、このため自小作経営の比率が三カ国で最高であることは既に述べた通りである。

このような三カ国の特殊性は、第一三図の経営規模別および自作地率別にみた農業経営の構成に要約的に表現されている。西ドイツでは、自小作経営の地位が小・中・大経営を通じて高水準にあり、その中では自作地率五〇％

第13図 農業経営の自作地率別構成 (1975年)



出所：EC農業経営構造調査 (1975年).

以上のものの比率がとくに大きいのが特徴的である。そこでは、地主的土地所有の分散的構造のもとに、零細小作地の借り入れによる規模拡大運動がすんだことを反映して、「借り足し型」の自小作経営の広範な存在がうかがえるであろう。フランスは、中・大経営では自小作経営の比率が西ドイツに匹敵する大きさをもつとともに、その中では自作地率五〇%未満のものがむしろ優勢である。この国では「借り足し型」の自小型作経営のほか、中・大型の小作地の存在によって、大型小作地と零細自作地との結合や中型の小作地と自作地との結合など、多様なタイプの自小作経営が形成されているようである。これら両国に比べると、イギリスは、集中型の土地所有構造のもとに、自小作経営の形成条件は相対的に狭あいである。しかし、ここでも自小作経営の形成が進むかぎりにおいては、フランスと同様に多様なタイプが存在するようである。これらの諸タイプの存在については後に若干の検討を加えることとして、ここでは、三カ国の土地所有構造が自小作経営の形成において有する既述のような規定性について注意を喚起しておきたい。

(1) フランスの借地統計においては、「借地単位」(unité de location)という概念が近年採用された。それは「一人の所有者に属し、同一の時点に同一の契約によって一人の経営者に貸し付けられた借地(複数の地片に分かれているか否か、また建物を含むか否かを問わない)の全体」と定義される。この定義にもとづくと、フランスの小作地をもつ経営は、平均して一九七〇年には三・一、一九八〇年には三・五の借地単位を有している。この借地単位数は、おおむね地主の数に相当するとみてよいであろうゆえ、小作経営は平均して三人以上の地主から小作地をかりていることになる(*Collections de statistique agricole, Etudes, Nos 153 et 202* を参照)。

(2) 第10表の小作地は、定額小作 (fermage) のみで、いわゆる分益小作 (métayage) などは除外されている。七五年調査結果では、分益小作を中心にする「その他の保有」はイギリスでは存在せず、西ドイツ五・三万ヘクタール(農用地の〇・四%)、フランスでは四四・八万ヘクタール(一・五%)を占めるにすぎない。

(3) 経営単位の借地は建物を含むのが普通であるので、建物の有無が一つのメルクマールとなりうる。フランスの場合、一九八〇年の農業経営土地調査 (Enquête sur la structure foncière des exploitations agricoles) によると、上述の借地単位でみて、五〜一〇ヘクタールの借地単位はわずか一五％の場合にのみ建物を含むのに対して三五ヘクタール以上の借地単位はほぼ七〇％の場合に建物を含んでいる (Collections de statistique agricole, Etudes, No202, p.33)。借地単位でみて、中・大型小作地は経営単位の借地という性格がつよいといえようが、かかる借地の小作人が同時に若干の自作地をもつ場合も少なくない。

五、自小作経営展開の条件と意義

(一) 自小作経営展開の条件

自小作経営展開の条件については、すでにわれわれは、前節でフランス、西ドイツ、イギリスの土地所有の構造的性質との関連である程度検討してきたが、ここでは農業構造全体の変化との関連も含めて、概括的にみておこう。欧米諸国における自小作経営の地位の向上を促進する一般的条件として、ほぼ次の二点に注目する必要があると考えられる。

第一に、経営単位の借地よりも地片借地の増大を可能にするような地主的土地所有の分散的構造である。これは先述のように西ドイツについて最も明白にみられるようであるが、フランスやアメリカなどでも、地片借地の広範囲な存在から、同様の性格を多かれ少なかれ認めることができるであろう。こうした地主的土地所有の性格は、フランスの例からみれば、一方で伝統的な世襲地主の後退の中で、大土地所有が売却や相続を通じて分割されていくことによって、他方では、離農した農民家族が相続資産としての農地を保持しつつ地片借地を展開することによつ

て、たえず維持されているようである。⁽¹⁾ 自小作経営が最も典型的には自作農による借り足し型の規模拡大の形態であるとすれば、地主的土地所有の構造に規定された地片借地の展開が自小作経営の形成にとって重要な条件となることはいうまでもなからう。⁽²⁾

第二は、零細農民をはじめとする農民層の著しい脱農化の進行が自小作経営の展開に有利な条件をつくりだしたことである。欧米諸国では、第二次大戦後、農業経営数が二〇〜三〇年に半減するという高いテンポで減少したが、⁽³⁾ このことは、一方では、一九世紀に広範にみられたような地片借地の需要者としての零細小作農を解体し、中・大経営による小作地の取得を容易にするとともに、他方において、自作農民の脱農化と零細地主への転化を促進したのである。このような零細農民の脱農化は、今日では先進諸国に多かれ少なかれ共通にみられる現象としての兼業農家の滞留傾向⁽⁴⁾ によって制約されており、必ずしも順調な脱農化の進行をこれら諸国についていうことはできないが、第二次大戦後の欧米諸国が歴史上かつてない高いテンポの経営数の減少をみたことは、否定しえない事実である。このような農業構造の変化の中で、中・大経営における規模拡大の動きがあらわれ、いわゆる大型小農化の傾向がみられた。中・大経営における自小作経営の地位の向上はこのような農業構造面の変化を反映しているのである。

自小作経営の展開が以上のような二つの条件によって規定されるとしても、かかる条件がすべての国で同じように形成されるとはいえない。各国の特殊性が上述の土地所有構造の分析で明らかのように重要な意味をもち、また、それにある程度関連して自小作経営にも各種のタイプが存在する。こうして自小作経営を若干のタイプに区分しつつ、その展開の条件を各国の特殊性との関連で一応整理しておく必要がある。

まず、自小作経営のタイプとしては、かなり形式的な区分となるが次の三つを考えることができよう。第一のタイプは、いわゆる借り足し型の自小作経営に代表されるものである。これは、ほぼ経営單位に相当するような自作経営が地片借地を結合しつつ規模拡大を図るような場合である。第二のタイプとしては、本来の中・大規模の借地農が、経営の安定化や資産保有などのため土地を購入して、自小作農となる場合があげられる。これはしばしば経営單位に相当する中・大型の小作地と購入した地片との結合という形をとるとみてよい。その際、すでに小作地であった土地を購入するのであれば、規模拡大を伴わず、したがってこのタイプは必ずしも経営的發展を代表しているとはいえないものを含むことに注意しておこう、第三のタイプは、これら二つのタイプの中間型で、同程度の規模の自作地と小作地との結合という形が考えられる。消滅した経営が同程度の経営に小作地として吸収され、自小作経営が形成されるような場合がそれに当たるであろう。

このような各種タイプの自小作経営の形成を問題にするならば、上記の一般的条件だけでなく、各国の特殊性を考慮しつつ、より具体的な条件の検討が必要となってくる。

上記の第三のタイプは、第一の借り足し型の延長として、すなわち、たんに零細地片による比較的狭い範囲の規模拡大ではなく、中型地片によるかなり大幅な規模拡大として位置づけられるであろう。先の第八図および第一〇図によると、一〇〜三〇ヘクタール程度の中型小作地は、フランスや西ドイツでかなりの比重を占め、そのほぼ半分が地片借地として、より規模の大きい自小作経営の構成要素となっていることが推察される。かかる中型小作地の存在が、フランスの自小作経営の形成において一定の重要性をもっていることにも注目しておくべきであろう。

上記第二のタイプは、本来の借地農におけるある範囲内での自作化の進行を代表するものである。それはとくに

イギリスやフランス北部のような伝統的な大借地農地帯を中心に、最近の農地情勢（地価上昇や小作地における耕作権の不安定性など）への適応形態としてあらわれてくるものであるが、これら諸国における自小作経営の形成の条件としては無視できない重要性をもっていると考えられる。

しかしながら、今日の欧米諸国における自小作経営の広範な展開の中で、最大の重要性をもつのは、第一の借り足し型であろう。それは欧米諸国に多かれ少なかれ共通にあらわれる普遍的形態であるとともに、上述のような農業構造の変化と土地所有の分散的構造を反映する支配的な形態でもあるといつてよい。このタイプが自小作経営の最も普及している西ドイツやアメリカでとくに重要性をもつのもむしろ当然であるといえよう。

以上のような自小作経営展開の条件をふまえつつ、そのもつ歴史的意義について、大内力氏の所説を手掛りに若干の考察を試みよう。

(二) 自小作経営展開の意義

大内力氏は、アメリカ農業における自小作農の相対的地位の向上に関連して、しかしたんにアメリカに限らず西欧諸国や日本をも視野におきつつ、自小作農の進出の意義についてきわめて大胆な問題提起を行なっている。⁽⁶⁾

すなわち、氏は、アメリカ農業では、大経営において自小作経営の地位が相対的に高く、かつ、数を増しつつある上層において自小作前進がみられること、さらに一九三〇年代から五四年にかけての自作地率の向上の後五〇年代から小作地率の上昇がはじまることを確認する。そして、こうした上層の自小作経営の増大とこれを可能にする小作地率の上昇について、国家独占資本主義下の諸条件とくに農民層の分解形態としての大型小農化傾向との関連

でその歴史的意義を把握する視点を提起し、結局、自小作農を大型小農化傾向を代表する階層として意義づけるのである。さらに氏は、たんにアメリカだけでなく、西欧諸国でも一九五〇～六〇年代に従来の自作化傾向が反転し、小作地化傾向がはじまること、また日本についても、統計上最近まで自作地率が上昇している事実を「異常な状態」とみなしつつも、「請負耕作の拡大というような形で事実上の小作地拡大にふみ切っており、……日本でもやはり小作地化傾向がふたたび動きだしていると考えられないことはない」ことに注意を喚起するのである。そこにかがえるのは、たんにアメリカだけでなく、西欧諸国や日本をも含めて、国家独占資本主義の諸国に共通の歴史的法則性として、大型小農化傾向を代表する自小作農の進出およびそれを可能とする小作化傾向を把握しようとする視点であった。

さて、このような歴史的視点は、どこまで有効であろうか。これまでみてきた欧米諸国の実態に照らしてみると、さしあたり次の二点について限定を付す必要があるように思われる。

第一に、小作地化傾向については、先の第一図の通り、アメリカでも六九年と七四年の農業センサス結果では小作地率が横ばい傾向を示しており、せいぜい西ドイツで明確にあらわれているだけである。西ドイツやおそらく日本のように、小作地率がきわめて低い国では、小作地率の上昇がみられるとしても、その他の諸国では明白にはあらわれていない。フランスのように小作地率が長期的に安定的であっても、それは農民の脱農化を通じる新たな小作地の発生と農民の土地購入や地主の小作地取り戻しを通じる小作地の消滅とが相殺しあうことによって成り立っている。マクロ次元における小作地率の積極的な上昇がなくても、自小作経営の増加は生じうると考えられるのである。基本的なメルクマールは、小作地化傾向ではなく、大型小農化の担い手としての自小作経営の進出に求める

べきではなからうか。

第二の限定は、土地所有の構造や農民層分解の構造における各国の特殊性をふまえる必要性に関連することである。自小作農が大型小農化傾向を代表する階層であるという命題が正しいとしても、たとえば、国際比較においては、自小作経営の相対的地位の大きさは、上述のように西ドイツ、アメリカ、フランス、イギリスという順序になるのに対して、大型小農化傾向の実現の程度は同じ順序にはならないであろう。このような不整合は、現段階の歴史的傾向が過去の歴史的條件による制約を通じてあらわれる以上、当然に生ずるのであって、それは各国の歴史的・特殊條件の分析から説明するほかないであろう。このことは、歴史法則における普遍性と特殊性との関係の問題でもあり、とりたてて指摘するまでもないことともいえようが、土地所有の構造のように歴史的條件にもとづく特殊性がとりわけ強固な規定性を保持する事象の場合、各国の特殊性の確認がとくに重要な意味をもつてくると思われる。

以上のような限定を付しつつも、われわれは、現段階の自小作経営の展開についての上述のような大内氏の歴史的意義づけは、きわめて有効性の高いものであると考える。とりわけそれは、今日の先進諸国における借地制農業が、農民を土地所有から完全に切り離し、純粹の小作経営を実現するという、一九世紀イギリスの状況から推論しうるような性格のものではなく、むしろ土地を所有する自作農民の経営的飛躍の形式としての自小作経営の展開としてしか現実にはありえないことを示唆する意味で重要である。今日の先進諸国における借地農主義の実現形態は、自小作経営であって、純粹の小作経営ではありえない。その意味で、かかる借地農主義は、本来の自作農主義のアンチ・テーゼとしての純粹性を有してはいないことに注目すべきであろう。

このような現段階における先進諸国の借地農主義のもつ限界は、今日借地農主義への指向性を最も明白に示してきたフランスの農地政策についても確認されるようである。このことは、上述のような自小作経営についての意義づけの正当性を支える一つの例証ともなりうると考えられるので、やや立ち入ってみよう。

フランスの農地政策は、J・コトンによれば、長期貸貸借制度の導入およびGFA（農業土地集団）の創設のための二つの法律が制定された一九七〇年を画期として借地農主義へ転換したとされる⁽⁷⁾。

長期貸貸借制度は、一八年以上の期間を対象に締結されるもので、小作人に対してほぼ一世代に近い期間経営の安定を保証するが、その反面、小作法規による種々の規制をこの制度については緩和した。また、七五年の小作法規の改正は、通常の貸貸借契約について、地主の三年ごとの取戻権を制限するなど小作経営の安定化を図る反面、小作料規制を緩和した。こうした法改正を通じて、農業経営にとって小作関係がもつ不安定要因を軽減するとともに、地主にとっての小作料の金銭的魅力を高めるなど規制を緩和することによって、小作地の拡大を追求しようとしているのである。借地農主義への転換は、このような動きに最も明白に示されているが、しかし行論上重要なものは、むしろGFAをめぐる動きであった。

GFAは、法人格をもつ農地所有組合（会社）ともいうべきもので、その土地は通常は長期貸貸借によって貸し付けられる形が期待されている。法人地主たるGFAのもとでは、GFA持ち分の譲渡があっても、それは直接にはGFAと賃貸人との小作関係に影響しないので、抽象的に考えれば、小作関係は個人地主の場合のように地主の個人的事情に左右されることがなくなり、その意味で所有と経営との徹底した分離が実現されることになる⁽⁸⁾と推論することができよう。

GFAに対しては、農外の投資家も、当初は個人投資家に限って、持ち分を取得し、GFAに参加することが可能とされた。しかし、七〇年代を通じて、とくに農外投資家の参加するGFAの設立は遅々として進まなかった。このため、農外の法人投資家の参加の道を開く必要性が次第に認識され、一九八〇年の農業基本法によって、それが実現されたのである。それは農外資本の参加の道を拡大し、GFA持ち分の流通性を高めることによって、GFAの一層の発展を図ろうとするものであった。

ところで、このようなGFA制度の整備を通じて明白になってきた興味ある事実とは、一見GFAが自作農主義の最も極端な反対物であるとみられつつも、とりわけ一九八〇年の農業基本法の制定を通じて、今日の借地農主義の限界をも露呈してきた点であろう。それは次のような意味においてである。

一九八〇年農業基本法は、上述のように、法人投資家のGFAへの参加の道を開いたが、このことは農外資本による農地の支配（その最終的な形は農地所有権の取得であろう）を促進するという危惧を生みだし、結局、借地農主義の理念のいっそうの明確化を迫ることとなった。こうして同法は、GFA制度を導く借地農主義の論理が農民的土地所有との関連において一定の限界をもつことを明白にしたのである。すなわち、同法は、GFAの賃借人たる農業者が、法人保有のGFA持ち分を将来において買い戻し、漸次土地所有へ復帰する道を確保するための規定を定めたのである。

具体的にいえば、同法第三九条（一）は、農業土地集団に関する一九七〇年十二月三十一日の法律第七〇―一二九号第一条の改正において、①GFAの法人以外の構成員が一定期間（二〇年を超えない範囲で定款が定める）の経過後において、法人保有の持ち分を買い戻すことができるものとする、その場合、当該農用地の賃借人であ

る構成員に優先権を与えることができるものとする⁽⁸⁾こと、②上記期間の満了前でも、特別の約定によって、当該経営に参加している構成員（賃借人など）が法人保有の持ち分を買い戻すことができるものとすることを定めたのである。

興味あるのは、かかる規定をめぐる国会審議の過程において、政府（農務大臣）は、GFAの役割について、賃借を發展させる一つの方法とみなすとともに、農業者の「土地所有への漸進的接近（*accession progressive à la propriété*）の形式」あるいは「土地所有への延期された接近方法（*un mode d'accession différé à la propriété*）」としてこれを意義づけていることである⁽⁹⁾。また、上院の委員会報告者（M. Sordel）は、上記の規定の趣旨について、「農業者がその資力と決意に応じて土地所有者になる権利を保証する」との説明を行なった⁽¹⁰⁾。

このような規定については、GFAを創設した一九七〇年の法律の当初の精神からの後退という見方もあるようである⁽¹¹⁾。本来GFAが、土地所有への接近を強いられることなしに、所有と経営の分離を前提に長期安定的な賃借によって、農業経営の存立と發展を図ることを目的としていることからすれば、かかる見方のあることも理解できないことではない。だが、いずれにしろ、八〇年農業基本法によって明確にされたフランスの借地農主義の論理は、GFAのような法人地主のもとでの純粋な小作経営の本格的な形成にあるのではなく、将来におけるGFA持ち分の買い戻しによる土地所有への復帰の可能性をそなえた小作地と経営安定化の利点をもつ自作地との結合という混合的土地保有形態、つまり自小作経営を指向しているとみてよさそうである⁽¹²⁾。

このようなフランスの事例は、今日の先進諸国における借地農主義の歴史的限界を端的に示すものとして、注目に価すると思われるのである。

注(1) このような背景については、さしあたり、拙稿「フランスの地主階級のゆくえ」(『農業史研究会会報』第八号、一九八〇年三月)およびそこに引用の文献を参照。

(2) 大内力氏もアメリカについて「自小作農が小作地を借り入れつつ規模拡大をはかるときには、もっぱら借りたし方式になるのはとうぜんのことである」といい、自小作経営の形成にとっての借りたし方式の重要性を指摘している(前掲書、二四六頁)。

(3) 欧米諸国における農業経営の減少率は、一九六〇～七五年の年平均減少率でみて、アメリカ二・四%、イギリス三・二%、西ドイツ二・八%、フランス三・一%(ただし一九六三～七五年)であり、半減するに要する年数は、アメリカ二九年、イギリス二二年、西ドイツ二四年、フランス二二年となる(USDC, *Statistical Abstract of the USA*; Eurostat, *Yearbook of Agricultural Statistics* 1979)。

(4) 例えば、栗原源太監訳『兼業農家——OECD農業政策レポート——』(中央大学出版部)や『農業経済研究』第五三巻第三号(一九八一年十二月)特集「世界の兼業農業問題」を参照。

(5) A・ハリソンによれば、戦後のイングランドにおいて、小作農が土地を購入して自小作農になる場合の方が自作農が小作地を借りて自小作農になる場合より多く、三対二の比率であったという(A. Harrison, *Farmers and farm businesses in England*, Misc. Study No. 62, 1975, Department of Agricultural Economics and Management, University of Reading, p. 48—Commission of the European Communities, Information on agriculture No. 74 129 1引用)。また、一九一〇～二〇年代から小作人の土地購入の傾向があらわれつつある(C. S. Orwin & W. R. Peel, *The Tenure of Agricultural Land*, 1926, p. 22)イギリスでは、地主の自作農化の動きとともに、小作農の土地所有への接近が重要な意義をもったようである。フランスのパリ盆地についても、本来的な小作農の土地所有への接近の動きがみられるほか、全国的にも小作人の小作地購入の動きはかなり大々的(例えば J. Madec, “Qui sera propriétaires des terres agricoles?”, *Economie et Société*, 5 (5) mai 1971; Henri de Farcy et J. Gastaldi, *La propriété agricole, Que-sais-je?* PUF, 1978, p. 30 を参照)。

(6) 大内、前掲書、第八章。

(7) G. Cotton, “Continuité et changements de la politique agricole française”, *Economie Rurale*, No 126, 1978.

なお、フランスの農地政策における借地農主義への転換については、その他に、津守英夫「フランスの農地政策と『農業土地集団』」(『農業総合研究』第三六巻二号、昭和五十七年四月)、D. Bartelémy et A. Barthéz, "Propriété foncière, exploitation agricole et aménagement de l'espace rural", *Economie Rurale*, No. 126, 1978 を参照。

(8) 「フランスの一九八〇年農業基本法」(農政調査委員会「のびゆく農業」五八三～四号、一九八一年)を参照。

(9) *Journal Officiel*, 12 mars 1980, Débats parlementaires, Sénat, pp. 769-770.

(10) *ibid.*, p. 776.

(11) P・デュ・バラフィは、かかる規定について、「法律第七〇—一二九号(GFAを創設する七〇年法)はその当初の精神を新基本法によってくつがえされた。当初の法律の規定は、農業者が土地の購入を強制されないようにするための諸手段にもつぱらたよりつつ経営の維持を図ろうとした。しかし、法第八〇—一五〇二号(一九八〇年農業基本法)は、一定の存続期間を定められた法人としてのGFAの賃借人に対して、その土地の最終的な所有権の管理を保証するために、可能ならしめることをした。この法律の精神はそれら賃借人にかかる所有権の取得を奨励しているようにさえみえる」と述べている(P. du Boulay, *Les GFA: le bon choix pour financer la terre, outil de travail*, Angers, Ed. de l'Anpeps, 1981, p. 99)。I・D・ラッサイニは、この規定がGFAの賃借人ならびに、たとえ優先権を与えるというよりも、法人投資家の保有する持ち分について「強制買取権」(droit d'emption)ともいうべきものを認めているとして、それが法の一般原則にそむいている旨を指摘している(J. D. Lassaigne, *Les baux ruraux à long terme et les groupements fonciers agricoles*, 2e édition, Paris, Répertoire du Notariat Defrénçois, 1981, p. 126)。つまり、フランスでも関係者にかんがりの意外感をもって受け取られてくるようである。

(12) 農務大臣(P. Méhaignerie)が国会審議の過程で次のように自小作経営への関心を示していることはその一つの証拠ともなる。「われわれは自小作経営(混合保有方式 un faire valeur mixte)の発展にますます大きな関心をもっている。農業経営の土地の一部を農業信用金庫からの融資で取得し、自作地のもう安定性効果を得るとともに、ある程度の規模拡大に相当する土地を賃借するといふ混合方式でいふべきである」(*Journal Officiel*, 16 décembre 1979, Débats parlementaires, Assemblée Nationale, p. 12021)。

六、要約と結論

欧米主要国の自作地率は、今世紀を通じて国別差異が縮小し、今日ではほぼ五〇～七〇%の幅の中に位置している。そして、自作地と小作地とがそれぞれ相当の比重をもつて拮抗し、いずれか一方が圧倒的な地位を占めるという姿は、若干の小国を例外として、みられなくなった。しかも、自作地と小作地とがそれぞれ純粹の保有形態を發展させるのではなく、自小作経営という混合的な保有形態がますます重要性をましている。とりわけ、自小作経営は、中・大規模経営において重要な地位をしめている。こうして自小作経営の広範な展開がみられ、今日の欧米諸国の借地制農業の主要な担い手となっているのである。

しかし、かかる自小作経営の展開は、各国における農民的土地所有（Ⅱ自作地）および地主的土地所有（Ⅱ小作地）の構造的特質によって規定されざるをえない。フランス、西ドイツ、イギリスの西欧三カ国については、一九七五年のEC農業経営構造調査結果にもとづいて、その点に間接的にアプローチすることができる。

まず土地所有構造は、西ドイツが分散型、イギリスが集中型、フランスが中間型という特徴をもつこと、そして地主的土地所有の構造は農民的土地所有の構造から著しく乖離した姿を示すものではないことなどが明らかにされた。ついで、土地所有構造と自小作経営の展開との関連については、西ドイツは小作地率が低いにもかかわらず、地主的土地所有の分散型のゆえに自小作経営の形成に好都合な条件をもつこと、逆にイギリスは集中型の構造のゆえに自小作経営の展開が相対的に遅れていること、フランスは、両国の中間型の土地所有構造をもち、一方で地片借地の広範な存在にもとづき自小作経営が広く形成されるとともに、他方では、小作地率が高く、かつ、中・大型

小作地が存在するため、大幅な経営飛躍を実現する自小作経営が少なくない。こうして、自小作経営の相対的地位やその類型が各国の土地所有構造の特質を反映していることが認められるのである。

自小作経営展開の条件としては、上述の土地所有構造とくに地主的土地所有の分散性の程度との関連のほか、農業構造全体の変化とくに零細農民の脱農化と中・大経営の規模拡大の動きが重要であろう。後の点に関連して、自小作経営の展開を上層経営の規模拡大運動、いわゆる「大型小農化」傾向の担い手として把握する大内力氏の見解が注目される。

結論的にいえば、今日の先進諸国における借地制農業の展開は、農民を土地所有から完全に切り離し、純粹の小作経営を実現するという性格をもつのではなく、むしろ土地を所有する自作農民の経営的飛躍の形式としての自小作経営の展開という形であらわれている。その意味で今日の借地農主義は、本来の自作農主義のアンチ・テーゼとしての純粹性をもちえない。そしてかかる限界は、借地農主義への指向性を明白に示しているフランスの農地政策についても確認することができるのである。

(研究員)

〔以下付表〕

付表1 自作経営の自作地規模別、経営階層別の構成

(単位: 1,000経営)

自作地規模		経 営 階 層							計
		1～5ha	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～	
フ ラ ン ス	1～ 5ha	226.4	39.9	23.1	24.9	7.3	5.3	2.0	328.9
	5～ 10		122.8	64.3	23.4	23.3	17.6	—	251.4
	10～ 20			145.9	28.2	26.4	—	—	200.5
	20～ 30				74.6	27.5	18.7	5.4	126.2
	30～ 50					56.3	16.2	—	72.5
	50～100						29.3	10.1	39.4
	100～							9.4	9.4
	計	226.4	162.7	233.3	151.1	140.8	87.1	26.9	1,028.3
西 ド イ ツ	1～ 5ha	270.6	50.3	8.8	5.3	0.6	0.4	0.2	336.2
	5～ 10		117.9	69.1	15.3	3.6	—	—	205.9
	10～ 20			123.8	26.3	11.0	1.3	—	162.4
	20～ 30				55.8	14.7	3.1	0.3	73.9
	30～ 50					35.0	4.0	—	39.0
	50～100						11.5	1.1	12.6
	100～							1.7	1.7
	計	270.6	168.2	201.7	102.7	64.9	20.3	3.3	831.7
イ ギ リ ス	1～ 5ha	25.2	4.6	1.7	2.3	1.2	1.8	1.9	38.7
	5～ 10		20.3	6.0	—	1.9	2.2	—	30.4
	10～ 20			28.7	4.9	2.6	—	—	36.2
	20～ 30				19.8	3.5	2.9	—	26.2
	30～ 50					23.1	3.3	2.0	28.4
	50～100						23.4	2.4	25.8
	100～							19.8	19.8
	計	25.2	24.9	36.4	27.0	32.3	33.6	26.1	205.5

付表2 自作地の自作地規模別、経営階層別の構成

(単位: 1,000ha)

自作地規模		経 営 階 層							計
		1～5ha	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～	
フ ラ ソ ス	1～5ha	525.5	126.8	43.6	75.6	7.4	9.1	7.6	795.6
	5～10		870.7	505.8	218.3	131.6	172.2	—	1,898.6
	10～20			2,015.4	433.3	380.9	—	—	2,829.6
	20～30				1,723.3	652.7	471.9	119.0	2,966.9
	30～50					2,021.6	668.8	—	2,690.4
	50～100						1,833.1	759.2	2,592.3
	100～							1,434.0	1,434.0
	計	525.5	997.5	2,564.8	2,450.5	3,194.2	3,155.1	2,319.8	15,207.4
西 ド イ ツ	1～5ha	607.4	186.9	17.0	18.0	0.6	0.6	0.6	831.1
	5～10		804.9	574.3	148.7	22.7	—	—	1,550.6
	10～20			1,654.6	400.6	160.1	13.8	—	2,229.1
	20～30				1,254.5	343.0	75.7	6.3	1,679.5
	30～50					1,227.2	165.1	—	1,392.3
	50～100						692.5	79.2	771.7
	100～							275.5	275.5
	計	607.4	991.8	2,245.9	1,821.8	1,753.6	947.7	361.6	8,729.8
イ ギ リ ス	1～5ha	66.8	14.2	3.0	6.1	0.9	2.0	6.6	99.6
	5～10		146.8	46.8	—	10.5	21.7	—	225.8
	10～20			412.4	67.0	40.0	—	—	519.4
	20～30				475.1	87.6	80.1	—	642.8
	30～50					878.8	141.0	67.8	1,087.6
	50～100						1,587.7	207.7	1,795.4
	100～							4,961.7	4,961.7
	計	66.8	161.0	462.2	548.2	1,017.8	1,832.5	5,243.8	9,332.3

付表3 小作経営の小作地規模別、経営階層別の構成

(単位: 1,000経営)

小作地規模		経 営 階 層							計
		1～5ha	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～	
フ ラ ン ス	1～5ha	66.4	52.3	42.5	27.8	3.9	2.3	0.9	196.1
	5～10		29.7	64.3	28.2	18.8	11.0	-	152.0
	10～20			62.3	23.4	27.5	-	-	113.2
	20～30				58.0	26.4	16.2	3.2	103.8
	30～50					64.4	18.7	-	83.1
	50～100						42.3	10.1	52.4
	100～							12.7	12.7
	計	66.4	82.0	169.1	137.4	141.0	90.5	26.9	713.3
西 ド イ ッ	1～5ha	106.7	90.4	63.8	30.3	3.3	1.4	-	295.9
	5～10		13.3	69.1	26.3	14.4	4.6	0.2	127.9
	10～20			17.0	15.3	14.7	-	-	47.0
	20～30				10.8	11.0	4.0	0.6	26.4
	30～50					9.5	3.1	-	12.6
	50～100						4.0	1.1	5.1
	100ha以上							1.1	1.1
	計	106.7	103.7	149.9	82.7	52.9	17.1	3.0	516.0
イ ギ リ ス	1～5ha	12.6	5.0	4.1	3.7	1.1	1.8	2.1	30.4
	5～10		7.8	6.0	3.0	4.4	4.7	-	25.9
	10～20			11.0	1.9	3.5	-	-	16.4
	20～30				11.0	2.6	3.3	3.0	19.9
	30～50					13.6	2.9	-	16.5
	50～100						16.0	2.9	18.9
	100～							17.5	17.5
	計	12.6	12.8	21.1	19.6	25.2	28.7	25.5	145.5

付表 4 小作地の小作地規模別，経営階層別の構成

(単位：1,000ha)

小作地規模		経 営 階 層							
		1～5ha	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～	計
フ ラ ン ス	1～5ha	112.6	120.9	83.0	88.2	4.4	4.2	3.5	416.8
	5～10		194.9	435.3	255.1	106.3	109.0	—	1,100.6
	10～20			833.9	352.5	394.9	—	—	1,581.3
	20～30				1,310.1	627.7	413.6	75.0	2,426.4
	30～50					2,255.6	793.2	—	3,048.8
	50～100						2,551.8	798.2	3,350.0
	100～							1,826.5	1,826.5
	計	112.6	315.8	1,352.2	2,005.9	3,388.9	3,871.8	2,703.2	13,750.4
西 ド イ ツ	1～5ha	124.5	182.1	121.7	95.0	3.6	2.4	—	529.3
	5～10		86.4	434.7	233.6	78.1	41.4	1.0	875.2
	10～20			227.3	224.5	202.1	—	—	653.9
	20～30				243.4	250.3	96.5	12.6	602.8
	30～50					335.6	119.2	—	454.8
	50～100						244.7	74.6	319.3
	100～							161.6	161.6
	計	124.5	268.6	783.7	796.6	869.8	504.3	249.9	3,596.9
イ ギ リ ス	1～5ha	28.0	13.9	8.0	11.8	1.1	2.9	9.4	75.1
	5～10		56.1	41.3	27.8	24.2	42.4	—	191.8
	10～20			161.1	27.5	51.4	—	—	240.0
	20～30				265.0	62.2	86.6	79.3	493.1
	30～50					520.2	127.5	—	647.7
	50～100						1,108.4	245.5	1,353.9
	100～							4,130.8	4,130.8
	計	28.0	70.0	210.4	332.1	659.1	1,367.8	4,465.0	7,132.4